

第5回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○認定第2号及び報告第23号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第87号の上程、説明、採決	25
○議案第88号の上程、説明、採決	26
○会議時間の延長	27
○議案第89号の上程、説明、採決	27
○議案第90号の上程、説明、意見、採決	28
○議案第91号の上程、説明、意見、採決	29
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○散会の宣告	33

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 5
○出席議員	3 5
○欠席議員	3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者	3 5
○開議の宣告	3 6
○一般質問	3 6
今 泉 文 克 君	3 6
菊 地 洋 君	5 4
円 谷 寛 君	6 7
○休会について	8 5
○散会の宣告	8 6

第 4 号 (9月15日)

○議事日程	8 7
○本日の会議に付した事件	8 7
○出席議員	8 7
○欠席議員	8 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 8
○事務局職員出席者	8 8
○開議の宣告	8 9
○議事日程の報告	8 9
○決算審査特別委員会報告(認定第2号)及び報告に対する質疑、討論、採決	8 9
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第95号及び議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第100号～議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 0 5
○閉議の宣告	1 0 5

○町長挨拶	105
○閉会の宣告	106
○署名議員	107

鏡石町告示第63号

第5回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月28日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和2年9月2日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

第 1 号

令和2年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年9月2日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 認定第 2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告第23号 令和元年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8 議案第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 9 議案第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10 議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12 議案第92号 令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第13 議案第93号 町道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事務局長	圓谷康誠君	農業委員会 職務代理者	稲田孝君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまから第5回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、本定例会の運営については、議会運営委員長の体調の都合により副委員長からの報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔議会運営副委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（議会運営副委員長 橋本喜一君） それでは、副委員長の橋本からご報告を申し上げます。

第5回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和2年9月2日水曜招集、日次、日、曜、会議内容の順に報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第5回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第5回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、昨年12月以降中国で発生した新型コロナウイルス感染症であります。現在は欧米を中心に感染者は2,500万人を超え、死者数も85万人を超え世界各国で猛威を振るっております。国内においても、7月に入ってから全国的に移動の自粛が解除され、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、首都圏を中心に全国各地で感染者が急激に増加している状況が続いております。

県内においても、8月に入り連日新たな感染者が確認されており、多くの感染者が首都圏由来によるものであり、今後さらなる感染拡大が懸念されるところであります。町といたし

ましても、新型コロナウイルス感染症対策については万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会につきましては、決算認定のほか、各行政委員の選任、各会計補正予算など、合わせて18件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり、3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和2年5月分、令和2年6月分、令和2年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和2年5月分につきましては、令和2年6月25日木曜日午前9時55分から午後1時40分まで、令和2年6月分につきましては、令和2年7月22日水曜日午前9時55分から午前11時55分まで、令和2年7月分につきましては、令和2年8月24日水曜日午前9時59分から午後零時1分まで。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、計4名の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和2年5月分、令和2年6月分、令和2年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金残高は添付資料のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

須賀川地方広域消防組合議会議員、3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） 令和2年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会日程表。

議事日程第1号、令和2年7月6日（月曜）午前10時30分開議。

第1、議席の指定。

第2、会期の決定。

第3、会議録署名議員の指名。

第4、議案第5号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第5、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて。

第6、議案第7号 高規格救急自動車購入契約締結について。

第7、議案第8号 化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約締結について。

第8、報告第1号 令和元年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

議案、報告については、全て可決、承認されました。

なお、詳細につきましては、配付の冊子をお目通しください。

以上で報告終わります。

○議長（古川文雄君） 続きまして、公立岩瀬病院企業団議会議員、8番、大河原正雄君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告をいたします。

令和2年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を行いました。令和2年6月29日月曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第4、議案第5号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

第5、議案第6号 公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

なお、議案3件、全て可決、承認されております。

なお、詳しくはお手元に配付の冊子にお目通しを願いたいと思います。

以上で、公立岩瀬病院企業団報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第5回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当

たつての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、8月28日に安倍晋三首相は官邸で記者会見し、辞任する意向を表明しました。持病の悪化により、首相の職務を継続するのは困難であると判断、退陣することを決められました。

歴代最長政権は、約7年8か月で閉じることになりますが、在職中のアベノミクスでの経済の立て直し、復興加速化、雇用や外交などの発展のために貢献されましたことに感謝を申し上げますとともに、早期に体調を回復されることをご祈念申し上げます。

次に、7月20日付で懲戒処分を行いました職員による賭博未遂事件につきましては、誠に遺憾であり、多数の被処分者を出してしまったことを厳粛に受け止め、町長としての責任を痛感しております。

町民の皆様並びに議員の皆様にご迷惑をおかけしたこと、改めておわびを申し上げますとともに、二度とこのような事件を起こすことのないよう、職員一人一人が自らの問題として受け止め、町行政への信頼が損なわれることのないよう、法令遵守や服務規律の確保を図るなど、綱紀粛正に努めてまいります。

さて、昨年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症が発生し、短期間で全世界に拡大し、現在も感染者や死者の増加が続いている状況にあります。

国内においても、5月25日に緊急事態宣言が解除された以降、外出自粛、施設やイベント等に関する協力依頼により、一定の期間において感染が抑えられていたところですが、7月に入ってから全国的に移動の自粛が解除され、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、首都圏を中心に全国各地で感染者が急激に増加している状況が続いております。

県内においても、8月に入り連日新たな感染者が確認されており、多くの感染が首都圏由来によるものであり、今後さらなる感染拡大が懸念されるところであります。

そのような状況において、町では感染防止策として、県外へ移動する場合は、移動先の感染状況を十分確認する、3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設などは利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなどの、より一層の慎重な行動をしていただくよう、防災無線による広報、ホームページなどを通じて町民の皆様にご理解とご協力をお願いしているところです。

次に、本年の水稻の生育状況については、今年は羽鳥ダムの貯水率が例年よりも高く、順調に通水がされているものの、日照不足と梅雨明けの遅れなどから、例年より若干の遅れが報告されておりました。しかし、8月の天候回復によりほぼ平年並みの生育が見込まれています。

また、野菜・果樹等の農作物については、例年以上に降雨量が多いことから、収穫量の減

少と品質の低下が見られましたが、その後の天候回復により、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症による各事業への影響について申し上げます。

6月に開催予定であった鏡石あやめ祭り、8月上旬のふるさと祭り、11月に予定しておりました秋祭り、オランダ祭り及び町観光の目玉であった田んぼアートにつきましては、全てが中止となっております。

敬老会についても、毎年9月に開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の理由により開催を中止しました。ただし、敬老祝金については、9月19日土曜日、各地区の集会所で引換えできるよう準備をし、対象者1,709名に通知したところです。

次に、小学校及び中学校が4月から5月において延べ42日間の休業となりましたが、そのため夏季及び冬季の長期休業期間を小学校で8日間、中学校では12日間短縮し、さらに土曜授業を活用し、休業で不足してしまった授業時数を補わなければならない状況となっており、各学校とも工夫を凝らし、遅れを取り戻すよう努めているところです。

スポーツの振興として、町の一大イベントである鏡石駅伝・ロードレース大会は、開催の可否を実行委員会において協議し、感染リスクを完全に払拭することが困難で、かつ参加者を含めて全ての関係者の安全確保を第一に万全な体制で実施することは困難であると判断し、2年連続で開催することができない苦渋の決断となってしまいました。コロナ禍が収束し、来年にはよい大会が開催できるように準備を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業について申し上げます。

世帯構成員1人につき10万円を給付する国の特別定額給付金事業については、申請書を5月15日に発送し、5月18日より受付を開始しました。8月27日現在、4,793世帯、1万2,635人に対し12億6,350万円を給付いたしました。対象人数に対する給付率は99.8%でした。

また、この感染拡大による消費活動の縮小により、飲食業や小売業を中心に影響のある店舗に一定の減収があった場合に、1件当たり10万円を給付する鏡石町事業継続緊急支援給付金事業については、2月から4月までの期間を対象とした第1期で185件、5月から7月を対象とした第2期で8月末現在、184件の申請を受け付け、事業継続に向けた支援をしているところです。

さらに、家賃支払いにも対応して5万円を上限とした町独自の助成を行い、8月末現在、51件の申請受付をしております。国の持続化給付金や県の感染拡大防止給付金などを合わせて商工業支援について継続的に進めていきたいと考えております。

また、地方税の納税が困難な方に対し1年間の徴収猶予を設けているほか、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、国民年金保険料については、収入等の減少割合に応じ、申請

により減免を行っております。あわせて、上下水道料金の支払いが困難な使用者に対する納期延長の緊急措置も実施しています。

さらに、鏡石町新生児応援特別給付金として、国の特別定額給付金の対象とならなかった4月28日以降に生まれた新生児のご家族に対し、10万円の給付金を支給しているところであり、8月14日までに13件の支給を行っております。

子育て支援への特別給付金につきましては、8月18日現在の給付状況は、1人当たり1万円、一般世帯では受給者989世帯、給付金額は1,680万円、公務員世帯は受給者85世帯、給付金138万円、合計受給者は1,074世帯、給付額1,824万円です。申請手続は一般世帯の方は不要であり、公務員世帯は職場で受給者である証明を受け、9月30日までに申請が必要となります。

また、手指消毒用アルコールやハンドソープ、フェースシールドや非接触式の体温計などの確保に努めているところですが、5月から開始した妊婦に対する不織布マスクの配布は、現在57名の方に配布したところであります。

各学校等の新型コロナウイルス感染症対策としては、各学校長の判断で感染症対策に係る消毒用資機材の購入を行える予算を配分し、感染対策の徹底に努めているところであります。

また、校舎などへ網戸が設置されていない第二小学校及び鏡石中学校へは、換気用に網戸を設置するための工事を発注し、早期の設置を進めております。

鏡石幼稚園においても、感染対策として福島県教育支援体制整備事業費（幼稚園保健衛生費）を活用し空気清浄機を購入したところであり、さらに本9月補正予算においても、追加で感染予防対策の消毒用資機材の購入予算を計上したところです。

また、町図書館においても、換気用の網戸を1階及び2階視聴覚室、4階展示室への設定工事を発注し、感染対策に努めております。

新型コロナウイルス感染防止のため、町民の皆様には引き続きご不便をおかけするところではありますが、国の示す新しい生活様式の定着による感染防止の取組など、関係機関と連携して、感染終息に向け一丸となった粘り強い取組をお願いするものであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、台風19号による被災者支援策としましては、災害救助法に基づき、住宅応急修理制度においては、57世帯に対し3,249万円を7月末をもって支払い事務も含めまして完了し、民間賃貸住宅の借上げの住まいに係る支援については引き続き実施中であります。

次に、農地や農業用施設の災害復旧事業は、年内の工事完了を目指して施工中であります。

災害ごみ等の処分につきましては、成田保健センターグラウンドは5月末で完了し、鳥見山公園北駐車場については7月末に完了しました。これにより全ての災害ごみ等の処分が完了したところです。今後におきましては、被災して生活環境保全上の支障となっている損壊

家屋などの解体、撤去を進めてまいります。

施設が水没し、機械電気設備等の復旧工事を進めております農業集落排水事業の成田浄化センターは9月末を工期と定め、また、上水道事業の成田浄水場は11月末を工期と定め工事を進めております。

原子力災害対策関連事業としての風評被害対策としては、農作物の放射能汚染検査について、昨年に引き続き検査機関に持ち込み実施しておりますが、農作物については全てにおいて検出限界以下の結果となっており、引き続き町内農作物の安全安心を確認してまいります。

また、平成24年度から全県で実施している米の全量全袋検査につきましては、平成27年度産米から昨年度までの5年間で基準値を超える放射性物質が検出されなかったことによりまして、本年度産米から抽出検査に移行することとなっております。具体的には町内の3か所から抽出した米を福島県が検査することとしております。今後も引き続き町民の安全・安心な日常の食生活の確保のため、測定業務を進めてまいります。

駅に降りてみたくなる事業としての駅東口整備事業については、昨年度JR東日本から購入しました土地を臨時駐車場として整備し、不動産鑑定により新たな用地を購入し、事業全体の実施計画を作成することとしております。

地域づくりの核である本年で3年目を迎えますまちの駅かんかんてらすにつきましては、国の示す新しい生活様式の下、対策を実施しながら営業を続けております。緊急事態宣言中においては、いわゆる3密回避のため店内のテーブル、椅子を撤去し、商工会と連携しキッチンカーを積極的に活用し、売上げ維持を図っております。今後は、休止している月に1回のイベントをソーシャルディスタンスの確保や3密回避策などの感染症予防対策などを十分考慮した上で、今後、恒例の収穫祭などを実施していきたいと考えております。

地域連携交流事業として、本年2月に郡山女子大学などを運営する学校法人郡山開成学園と、食と健康の分野において連携協定を締結いたしました。笑顔と健康で暮らせる町づくりに取り組むべく、健康づくりへの足がかりとして、食生活の状況や活動量・運動量の実態を把握するため、食生活実態調査を実施します。健康増進に向けて、食を通して人間の健康維持や改善が図られるよう生活習慣病の予防に努めていきます。

また、地域創生・活性化の町づくりは、鏡石町の特産品を使用した商品化に向けたふるさと特産品商品開発に取り組んでいきます。地産地消の推進として、岩瀬キュウリや鏡石産イチゴなど鏡石町ならではのふるさと名産品の販売につなげていくもので、今後の事業展開に大いに期待するものであります。

若者や子育て世帯の定住促進、二、三世帯同居、近居を促進し、定住人口の増加と地域活性化を目的として、町外から定住及び移住するために取得した住宅に対して補助金を交付する、来て「かがみいし」移住定住促進事業については、11件の申請に対して340万円を交付

いたしました。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、社会保障・税番号制度につきましては、国においては9月から開始された消費活性化策としてのマイナポイント事業に合わせ、マイナンバーカードの取得向上を進めているところであり、町でも事業等に間に合うよう、マイナンバーカードの円滑な交付に努めているところです。

マイナンバーカードの発行状況につきまして、鏡石町においては7月末現在、1,721件の申請に対し、1,500件を交付しているところであり、住基人口に対する交付率で約12%となっております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、小中学校町民プール利用事業の各小学校及び中学校の水泳授業については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、4月から5月にかけての休業に伴い、1学期の水泳授業は行わず、2学期からとなる予定です。屋内プールの利点でもある天候に左右されないことから、各学校の実情に合わせて、また、感染対策を図りながら事業を進めてまいります。

情報化教育推進事業は、令和元年度からの繰越事業であるGIGAスクール構想実現事業として、各小学校へICT環境の整備を進めているところであります。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環でもある、1人1台のパソコン端末の整備についても、本9月補正予算として計上し、情報化教育の推進に努めてまいりたいと思います。

生涯学習機会の拡大、スポーツの振興として、生涯学習文化協会の主催事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月まで事業を自粛していたところでありますが、緊急事態宣言が解除されたこと、さらに新しい生活様式の徹底などにより、感染対策を取りながら、「ジョイフルライフ講座」や「カルチャー講座」を順次開設してきているところです。しかし、「いきいき学級」など一部の事業については、開講を見合わせざるを得ない状況となっております。今後、秋の文化祭の開催については、春の文化祭を中止したこともあり、各団体の意見を聴きながら、コロナ禍への対応を考慮し、実施に向けて検討しているところであります。

町民保健と町民の健康づくりの支援における集団健診を9月1日から8日までの7日間実施しております。今年度の集団健診は、新型コロナウイルス感染予防として、3密の回避、感染対策の徹底などを図るため、会場を鳥見山体育館のみとし、1日当たりの受診者の定員を設け、全て事前予約としたところです。さらに、胃がん検診は行わないことで進めております。医療機関での個別健診については9月1日から来年1月30日まで実施しており、このコロナ禍におきましても、より多くの町民の皆さんが自分の健康チェックのために受診していただけるよう努めているところです。

例年とは異なる総合健診の内容となり、町民の皆様には大変ご不便をおかけしているところですが、ご理解とご協力の下、進めているところです。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」として、（仮称）健康福祉センター整備事業につきましては、6月25日付で一般財団法人ふくしま市町村支援機構と契約を締結しました。基本設計・実施設計の策定に当たっては、町区長協議会など関係団体の代表者と有職者の皆様に建設委員の委嘱を予定しています。今後は、委員会で協議し施設の早期着工に向け進めてまいります。

障がい者福祉の充実として、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（令和3年度から令和5年度）の策定に向けた調査、生活と福祉に関するニーズ調査を7月中に650名を対象として郵送により実施しました。現在、調査用紙を回収しサービス量の計画を策定中であります。

高齢者福祉の充実として、昨年度ニーズ調査を実施したデータを基に今年度は、第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）の策定に向けサービス量の計画を策定中であります。

昨年度から取り組んでおります空き家対策事業については、福島県宅地建物取引業協会と空き家バンクに関する協定を締結し、登録物件の現地調査及び売買、賃貸借仲介をお願いしておりますが、現在、空き家バンクに登録している物件は3棟であり、うち1棟が成約済みであります。

今年度の新規事業である高齢者が当事者となる交通事故を減らし、かつ公共交通機関の利用促進のため、高齢者運転免許証自主返納者サポート事業については、8月末現在14名の方から申請があり、公共バス等の利用券、各1万円分を交付しました。

認定こども園整備事業における岡ノ内幼稚園の園舎増改築事業については、県との事前協議が完了し、現在、事業費の精査及び令和2年度から3年度の2か年事業として、福島県認定こども園施設整備交付金申請書等の書類作成事務を進めているところです。

子育て支援関連事業としての、のびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、新生児への給付金として商品券を給付しているもので、今年度は7月末までに25件の給付を行ったところです。

また、婚姻を祝福するとともに、鏡石町の魅力発信を目的としたオリジナル結婚記念証についても、7月末までに14組のカップルに記念証及びフォルダーを発行したところです。

天栄村との広域事業として取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、最近増加しているネット取引やFX投資などの問題について、7月末までに5件の相談が寄せられており、県消費生活相談センターとの連携協力の下、相談者の問題解決や被害の未然防止対策を図っているところです。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、菜種とエゴマ栽培による「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」に基づき、生産拡大に向けた栽培技術の確立や機械化による労力軽減を図るため、実証展示圃場を設け、関係機関と連携しながら事業の推進を図っているところであります。今年も、展示圃場を含め約8ヘクタールの栽培面積で約6トン程度の収量があり、これから搾油することになりますが、約2,000キログラム程度の菜種油が見込まれます。これらは昨年に引き続き、学校給食への活用やかんかんてらすでの販売などを予定しております。

農業人生応援プロジェクト事業にあつては、昨年度までに4名の新規就農者の認定がされていましたが、台風19号の被害により、1名の方が営農継続の努力をしておりましたが、経済上の理由からやむなく離農してしまいましたが、今年新たに1名の認定が決定しており、新規就農者の皆さんの今後の活躍が期待されます。町としても、新規就農者のみならず町の基幹産業でもある農業への支援をしっかりと進めていきたいと考えております。

高久田地区の圃場整備事業につきましては、昨年度、まとめ切れなかった担い手の方々の耕作請負に見通しが見えてきたことにより、推進協議会を開催し、本年10月には福島県に計画書提出に向け、事務を進めてまいります。今後は地権者の皆さんに進捗状況や圃場整備の課題などを随時お知らせして事業の周知を図っていきたくと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の、鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第3工区の（仮称）健康福祉センター敷地の外周道路築造工事を施工中であり、敷地造成工事につきましても先月末に工事入札を執行したところであります。

また、第1工区内の街区公園として、東町公園第2期整備工事の発注を7月に行い、地域の皆さんが利用しやすい公園となるよう整備を進めてまいります。

幹線道路網の整備事業では、社会資本整備交付金事業として、消防署から鳥見山公園までの笠石476号線歩道新設工事をはじめ、ほか3件の工事と1件の業務委託については、それぞれ契約着工しており、昨年度からの繰越事業と併せて、現在施工中であります。

また、鏡石スマートインターチェンジの車種制限変更につきましては、繰越事業の道路拡幅工事が完了し、現在は、ネクスコ東日本におけるETCゲート改修工事や案内標識の工事を施工中であり、引き続き国・県やネクスコ東日本の関係機関の協力を得ながら、今年秋頃の供用開始に向けて取り組んでまいります。

平成22年度より開始された上水道第5次拡張事業を進めております新浄水場建設工事につきましては、今年度は施設の基礎工事、埋設配管工事、管理棟などの建築工事などを実施しております。現在、工事は予定どおり進捗しています。そのほか、本年度の拡張事業計画に

つきましては、水源改修工事等の発注準備を進めています。

駅東第1土地区画整理事業関連では、区画整理事業の進捗に合わせ配水管の布設工事を発注しました。

公共下水道事業においては、社会資本整備総合交付金事業により下水道施設の長寿命化対策を計画しており、今年度予定している施設の更新について発注準備を進めています。なお、駅東第1土地区画整理事業関連では、区画整理事業の進捗に合わせた管渠築造工事を発注しました。

次に、令和元年度決算の概要について申し上げます。

令和元年度の一般会計決算については、歳入61億3,854万6,000円、前年度比101.35%、歳出については58億210万1,000円、前年度比97.24%となりました。

主たる要因として、歳入においては所得の向上による税収の増加や台風19号豪雨災害により特別交付税が増加したこと、歳出においても台風19号豪雨災害により当初事業の進捗に大きく影響を受け、災害復旧事業への事業転換、さらには新型コロナウイルス感染症対策も加わり、一般会計と特別会計合わせて14事業を繰越しすることとなりました。

形式収支で3億3,644万5,000円、翌年度繰越財源などを差し引いた実質収支は1億8,654万9,000円の黒字決算となったところであります。

令和元年度の上水道会計を除く全10会計の総決算額では95億4,767万4,000円、前年度比101.28%の歳入に対して90億3,593万2,000円、前年度比98.61%の歳出となっており、実質収支で3億3,720万8,000円、前年比131.60%が剰余金となり、次年度繰越しを行うこととなりました。

令和元年度末における普通会計の起債償還額は3億7,217万9,000円、対前年比101.45%、531万6,000円の増、前年度末町債残高につきましては54億5,327万6,000円、対前年比99.69%、1,717万9,000円の減となりました。今後、社会資本整備総合交付金事業の採択や駅東土地区画整理事業の進展のための起債発行のほか、上水道第5次拡張事業への出資や公共施設老朽化対策、さらには台風19号災害復旧事業への起債発行が必要となることから、計画的な事業展開を行い、起債発行額を抑制する財政運営を迫られています。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で8.5%、対前年度比0.1ポイントの改善、将来負担比率についても20.1%、対前年度比23.6ポイント改善となりました。

なお、上水道事業につきましては、給水人口が1万1,990人、前年度比126人増、給水契約4,805件、前年度比147件増、年間給水量は121万8,457立方メートルで、前年度に比べ1,085立方メートルの減少となり、1日平均給水量は3,338立方メートルでした。

収益的収支における収支決算においては、収入決算額で3億856万円、支出決算額が2億

2,354万5,000円で、収支差額は8,501万5,000円となり、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額などを除き、5,164万3,000円が当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計ほか9つの特別会計並びに上水道事業会計の全11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第23号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第87号 監査委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員であります根本次男氏が今月30日をもって任期満了を迎えるため、再任の同意をお願いしたく提案するものであります。

議案第88号及び議案第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員であります力丸次雄氏及び関根さなえ氏が今月30日をもって任期満了を迎えるため、再任の同意をお願いしたく提案するものであります。

議案第90号及び議案第91号 固定資産評価審査委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員であります吉田悦郎氏及び関根英司氏が今月30日をもって任期満了を迎えるため、新たに、高原益資氏及び今泉均氏を選任いたしたく、その同意をお願いするため提案するものであります。

議案第92号 令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第93号 町道路線の認定及び廃止については、新規認定9路線、廃止路線1路線について議会の議決を求めるものであります。

議案第94号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、主な歳入として、地方創生臨時交付金の二次配分1億5,994万1,000円、公立学校情報機器整備費補助金3,249万円、令和元年度繰越金1億5,654万8,000円の増額であります。

主な歳出については、財政調整基金積立金8,500万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、新型コロナウイルス感染症経済対策基金積立金5,000万円、プレミアム商品券発行事業補助金2,387万円、公立学校情報機器（タブレット端末）購入事業7,886万7,000円をはじめ、対策費として総額2億3,511万9,000円、牧場の朝スポーツ文化振興基金積立金1,000万円、文化施設維持整備基金積立金5,000万円の増など、総額で5億9,622万円の増額補正予算であります。

議案第95号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、前年度繰越金の補正であり、議案第96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、前年度繰越金の整理であります。

議案第97号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と国・県などの補助金、給付費負担金などの確定に伴う増額補正で、議案第98号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第99号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額補正で、議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理及び駅東第1土地区画整理事業第3工区内配水管敷設工事測量設計業務委託費などの増額補正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎認定第2号及び報告第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第5、認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第23号 令和元年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定並びに報告第23号 令和元年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

私のほうからは認定第2号についてご説明をし、報告第23号につきましては総務課長よりご説明をさせていただきます。

それでは、認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊決算書の1ページをお開き願います。

1、2ページ、こちらは10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計で、歳入が61億3,854万6,000円、歳出が58億210万1,000円。

歳入から歳出を差し引いた形式収支が3億3,644万5,000円、次に形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億8,654万9,000円、次に令和元年度実質収支から平成30年度の実質収支を差し引いた単年度収支が1億386万7,000円の黒字となっております。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が14億5,251万1,000円、歳出が13億1,401万1,000円、形式収支並びに実質収支が1億3,850万円、単年度収支が722万4,000円のマイナスとなっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が1億1,334万7,000円、歳出が1億1,262万3,000円、形式収支並びに実質収支が72万4,000円、単年度収支が18万4,000円の黒字となっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が10億3,811万1,000円、歳出が10億3,131万円、形式収支並びに実質収支が680万1,000円、単年度収支が1,544万1,000円のマイナスとなっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が3,006万3,000円、歳出が3,000万円、形式収支並びに実質収支が6万3,000円、単年度収支が6,000円の黒字となっております。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が4,509万8,000円、歳出が4,473万6,000円、形式収支並びに実質収支が36万2,000円、単年度収支が20万2,000円のマイナスとなっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が1億6,173万6,000円、歳出が1億3,675万2,000円、形式収支が2,498万4,000円、実質収支が50万6,000円、単年度収支が34万2,000円のマイナスとなっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が490万6,000円、歳出が490万5,000円、形式収支並びに実質収支が1,000円、単年度収支が3万円のマイナスとなっております。

次に、9、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が4億8,168万2,000円、歳出が4億7,878万6,000円、形式収支並びに実質収支が289万6,000円、単年度収支が21万5,000円の黒字となっております。

次に、10、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入が8,167万4,000円、歳出が8,070万8,000円、形式収支が96万6,000円、実質収支が80万6,000円、単年度収支が5万5,000円のマイナスとなっております。

10会計の合計でございますが、歳入が95億4,767万4,000円、歳出が90億3,593万2,000円、形式収支が5億1,174万2,000円、実質収支が3億3,720万8,000円、単年度収支につきましては8,097万8,000円の黒字となっております。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をご覧いただきたいと思っております。

1ページをご覧いただきたいと思っております。

1ページから4ページにつきましては総括事項でございますが、令和元年度の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算概要についてご説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、令和元年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございます。

7ページのほうになります。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせまして、水道事業収益につきましては決算額が3億856万30円となりました。

支出につきましては、営業費用及び営業外費用を合わせまして、水道事業費用につきましては決算額が2億2,354万4,546円となりました。当年度は、差引き8,501万5,484円の黒字決算となったところでございます。

次に、8ページをお開き願います。

8ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

9ページのほうになります。

収入につきましては、企業債と出資金を合わせた資本的収入につきましては決算額が3億6,170万円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出につきまし

ては決算額が4億2,919万922円となりました。

次に、8ページの表の下をご覧くださいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,749万922円は、過年度分損益勘定留保資金2,834万8,027円及び建設改良積立金2,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,337万6,400円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金等1,923万3,505円を除いた1,414万2,895円で補填をしたところでございます。

以上、認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。ご審議をいただき、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） 総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） おはようございます。

続きまして、報告第23号 令和元年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして報告いたします。

令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊に令和元年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付になっていると思いますが、その1ページをご覧くださいと思います。

2の審査結果の（1）総合意見の一覧表に記載のとおりでございまして、令和元年度4指標のうち、表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため該当いたしませんでした。

③の実質公債費比率につきましては、令和元年度が8.5%と前年度比で0.1ポイント改善されまして、④の将来負担比率につきましては、令和元年度が20.1%と前年度比23.6ポイント改善いたしました。

実質公債費比率につきましては、一般会計等における公債費充当一般財源、公営企業会計の元利償還に対する繰り出し、一部事務組合の元利償還に対する繰り出し、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額等から事業費補正等により基準財政需要額に算入された額を除き、標準財政規模で除した数値の3か年の平均で算出されまして、前年度比で0.1ポイント改善されたものの、単年度につきましては8.41991%となりまして、前年度と比べまして0.49172ポイント、逆に上昇いたしました。

この要因といたしましては、災害公営住宅建設に係ります公営住宅建設事業債の償還が始まったことと、臨時財政対策債の償還金が年々増加していること、一部事務組合の設備投資

に係る地方債が増加していることなどがございます。

将来負担比率の変動の要因といたしましては、公営企業における元金償還金が増加しており、公営企業債等繰入見込額が増加したこと、また一部事務組合の地方債残高の増により組合負担等見込額も増加しましたが、地方債の現在高の減少、退職手当負担金見込額の減少、財政調整基金の増加によりまして、算出基礎の分母となる充当可能基金が増加したことなどによるものでございます。

次に、2ページの令和元年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてでございますけれども、令和元年度におきまして水道事業会計における資金の不足がなかったために、該当しませんでした。

以上、監査委員の意見を付しまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第23号 令和元年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 令和元年度各会計決算及び各基金の運用状況審査、令和元年度財政健全化審査、令和元年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、審査結果を報告申し上げます。

初めに、各会計の決算関連について申し上げます。

令和元年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和元年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

(11) 令和元年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算

(12) 令和元年度鏡石町決算付属書類

(13) 令和元年度各基金の運用状況

2 審査の期間

令和2年8月4日から令和2年8月6日まで。

ただし、上水道事業会計は令和2年5月25日に実施した。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上水道事業ほかの決算概要及び意見は次のとおりであります。

内容につきましては、主な指標、計数等を示しコメントしたものであります。細目に渡りますため、この場では省略させていただきます。別途ご覧願います。

決算関連については以上のとおりでございます。

続きまして、財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和元年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各健全化判断比率は以下のとおりでございます。個々の比率は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和元年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

令和元年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は20.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

財政健全化審査につきましては、以下のとおりでございます。

最後に、水道事業会計経営健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和元年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

計数は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

令和元年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上、各審査の結果並びに意見を申し上げます。

○議長（古川文雄君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。

認定第2号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第23号につきましては、報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、6番、井土川好高君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の9名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を選任のため、休議いたします。

休議 午前11時28分

開議 午前11時50分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和元年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に9番、今泉文克君、同副委員長に11番、円谷寛君が選任されました。

◎議案第87号の上程、説明、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者、監査委員、根本次男君の退席を求めます。

〔監査委員 根本次男君 退席〕

○議長（古川文雄君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫正信君） 〔第87号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現監査委員であります根本次男氏が今月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

根本氏は、平成20年10月から3期12年間、監査委員としてお務めいただいております、経験豊富で優れた識見を有し、人柄もよく、監査委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、採決を行います。

議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで、退席者、監査委員、根本次男君の入席を求めます。

[監査委員 根本次男君 入席]

◎議案第88号の上程、説明、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫正信君） [第88号議案を朗読]

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび現委員であります力丸次雄氏が今月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

力丸氏は、平成29年6月から1期3年間、教育委員としてお務めいただいております、温厚、実直で、教育行政の識見を有し、教育委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、採決を行います。

議案第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄君） ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

◎議案第89号の上程、説明、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫正信君） 〔第89号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび現委員であります関根さなえ氏が今月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会

の同意をいただきたく提案するものであります。

関根氏は、平成27年10月から4年間、教育委員としてお務めいただき、学校教育や社会教育に深い関心を持たれ、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、採決を行います。

議案第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

◎議案第90号の上程、説明、意見、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫正信君） 〔第90号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、3名の委員で構成され任期は3年となっております。このたび現委員であります吉田悦郎氏が9月30日の任期満了をもって退任されることになりました。そのため同氏の後任といたしまして、鏡石町成田775番地在住の高原益資氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

高原氏は、地域のリーダーとして行政区長を歴任され、特に昨年発生した台風19号により被災された世帯への対応の中心的役割を担っておられました。誠実、温厚な人柄は地域の信頼も厚く、委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、直ちに選任同意を求められている方についての意見を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ただいま上程されました議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

高原益資氏は成田区の行政区長等を歴任されており、誠実、温厚な人柄は地域の人望も厚く、常に地域のリーダー的存在としてご活躍されてまいりました。長年培われてきた広範な識見は、固定資産評価審査委員会委員として最適任であります。

どうか議員の皆様のご賛同をよろしくお願いし、賛成意見とするものであります。

○議長（古川文雄君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

◎議案第91号の上程、説明、意見、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫正信君） 〔第91号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このたび現委員であります関根英司氏が9月30日の任期満了をもって退任されることになりました。そのため同氏の後任といたしまして、鏡石町鏡田かげ沼町122番地在住の今泉均氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

るものであります。

今泉氏は、地域のリーダーとして農業委員を歴任され、現在も鏡田集落営農組合の組合長として、地域農業の担い手としても中心的役割を担っております。誠実な人柄は地域の信頼も厚く、委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、直ちに選任同意を求められている方についての意見を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ただいま上程されました議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

今泉均氏は鏡田地区の地域農業のリーダーとしてご活躍され、町農業委員会委員を歴任されており、誠実、温厚な人柄は地域の人望も厚く、常に地域のリーダー的存在としてご活躍されてまいりました。公平、誠実な人柄から地域の人望も厚く、固定資産評価審査委員会委員として最適任であります。

どうか議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひし、賛成意見とするものであります。

○議長（古川文雄君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時08分

開議 午後 零時09分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第92号 令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利

益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 8ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第92号 令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算に伴い剰余金の処分につきまして特定の目的に使用するための積立てをするもの、また、積立金を取り崩し、補填財源として利用したものを資本金として組み入れるものにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金、令和元年度末残高9,677万6,763円、議会の議決による処分額7,600万円。内訳でございます。減債積立金の積立て100万円、建設改良積立金の積立て5,000万円、組入資本金の増加2,500万円、処分後残高2,077万6,763円でございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第92号 令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第93号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第93号 町道路線の認定及び廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書9ページをお願いします。

このたびの町道認定につきましては、岡ノ内地内道路整備及び開発道路などによる新規認定9路線、また廃止につきましては、成田東地内1路線の合計10路線でありまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページの別紙をお願いいたします。

認定といたしまして、番号1、路線名、鏡田556号線、起点、岡ノ内90番先、終点、岡ノ内104番先、延長68メートル、幅員5.8メートルから13.5メートル。以下8路線については、議案書のとおりでございます。

続いて、廃止といたしまして、番号1、路線名、成田408号線、起点、成田東119番先、終点、成田東10番先、延長430メートル、幅員1.8メートルから6.2メートル。

以上、議案第93号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第93号 町道路線の認定及び廃止についての件について採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 15分

第 2 号

令和2年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年9月3日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理室長 兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事局長	圓谷康誠君	農業委員 会長	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（古川文雄君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。9番、今泉文克でございます。9月定例議会の一般質問、また1番バッターを取らせていただきます。

今、内外共に非常に大きな問題が山積しております。言うまでもなく、国際的には中国、武漢を発祥としましたコロナウイルスによりまして、世界中で大きな人命やら、あるいは経済、政治までが大きく変わってきております。日本においても、国内の感染者は約7万人に達しようとしております。昨日も590名ほど感染者が出たということでございます。県内では、現在のところ昨日までに168名ということで、非常に多くの関係者の方々は、その対策に苦慮をしているところでございます。

また、国政においては、長年にわたりまして総理大臣を務めた安倍内閣が、今回健康上の理由で辞任されて、新たな総理大臣を選出すべく今スタートしまして、多くの方々が注目をしているところでございます。このような国政の難しいときに、国民が求める総理大臣、それから国会議員が選ぶ総理大臣ということで、自民党の総裁が必然的に総理大臣になるようでございますが、まだまだ混沌としているところもあるのかなというふうにも思います。

非常に難しい話ばかりしてもしようがないんですが、その中で、若い方では水泳の池江選手が、白血病という大変な病気の中から回復しつつあって、先日の全日本水泳大会に出まして、優勝はできないものの元気な姿を見せてくれて、我々も大変うれしい姿を見たところでございます。1日も早い回復を祈り、数多くの青少年の子供たちに夢を与えてほしいなと心から願うものでございます。

今回は9月の一般質問でございますが、幾つか大項目で3点ほど出しましたが、1番最初の、遠藤町長の執行管理についてという件については、できればこのようなことで質問するようなことではなかったのかなというふうにも思っておりますが、しかし、現実には大きな問題であるというふうには感じましたので、あえて苦言を言いながら、執行の質問をしたいと思っております。

その1番目になりますが、近年、我が鏡石町は、表題にも書いておきましたように、一昨年の第一小運動会のテントの竜巻により、あるいは昨年は阿武隈川の氾濫水害、そして今年は7月末に役場庁舎内業務中の賭博など、全国にテレビ放映や週刊誌の報道ニュースとなっております。

また、そんな中ですが、突然8月末に私どものほうにこのような、差出人不明だから本当はここでは話題にしなくてもいいのかもしれないんですが、しかし、中を見てみますと、町会議員の皆様へということで、2つの文書が届いております。執行のほうでも見ていることとは思いますが、非常に騒ぎを多くしている感じが強く感じるものでございます。同じような方かなとは思いますが、2通が入っております。郡山東局の消印でございますが、私は、特に今回はそのような中で、町長の町執行管理の対応に疑問がありました。

1番目として、その原因と対応を伺うものでございます。

今回の町職員の懲戒処分については、過日の7月21日、定例全員協議会において、初めて議会の席上で報告された案件でございます。ところが、これは3月16日に発覚して、職員間のサイボウズによる問題の経過状況はどのようであったのか。簡単に、何か月もたってからぱっと出てきて、それをだだっ紙1枚、裏も書いてありましたが、そんなところで我々に説明して終わったところでございますので、あえてもう少し明確にその辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） おはようございます。

まず初めに、全庁挙げまして新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる中、職員のような不祥事によりまして、町民の皆様及び議員の皆様にご迷惑をおかけしたことに対しまして、再度おわびを申し上げます。

事件の概要及び経過につきましては、本年3月16日、副町長及び私に、複数の職員が町役場のパソコングループウェア、サイボウズを利用いたしまして賭博行為を行っているという差出人不明の内部告発文書が郵送され、町が事件を認知いたしました。

詳細については、4月1日付の令和2年度定期人事異動に関し、課長職の異動先を予想して、それを投票用紙に現金一口500円を添えて記入後、投票し、的中者に配当する、人事口

トと称する賭博を疑われる行為でございました。

それを受けまして、私が3月19日発表の人事異動の内示前に当該者と面談をいたしまして、事実行為を確認を行った結果、10名の職員が3月13日までに投票したことを認めました。町ではそれを受けまして、定期異動の内示を3月23日に先延ばしをする処理を取ったため、賭博行為としては完結に至らなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまは、はしりの3月からずっと今日までの経過が説明なくて、見つかったと、サイボウズによる問題が発生したというふうな話だけでございますが、その後どんなふうにはこれは推移してきたのか。もう少しその途中の経過を細かく説明していただかないと、ぼんとその後の質問ではなかなか入っていかなくなりますので、お願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これは、次のご質問に関して引き続きという形になってしまいますので、先ほどの答弁ということでご理解をいただきたいと思うんですが、その発覚した後のお話をさせていただきたいと思います。

それによりまして面談を行い、認めたということございまして、次に、こちらはそれを受けまして、賭博行為を行った職場のパソコンのグループウェア、サイボウズを使用して行った中身を再度確認をするということで、それ以降、3月17日から委託業者、NTTに調査を依頼いたしまして、その中身を調査をしていただいたということでございます。中身につきましては、4月3日まで調査をしていただいたということでございます。

次に、その中身を受けまして、実際にこの内部告発をした者の特定をさせていただいたところであります。次に、これを受けまして、福島県の町村会及び町の顧問弁護士先生のほうに相談をさせていただきました。次に、須賀川警察署のほうにもご相談をさせていただいたところでございます。

それでその間、担当の顧問弁護士先生のご指導並びに警察署とのやり取りをさせていただきまして、6月12日に今回の賭博に関する職員に対して、10名でございますけれども、刑事告発ということで告発状を提出した中身でございます。

今現在、経緯としては、8月5日付で警察署では取調べを実施いたしまして、そのうち1名につきましては、8月5日付で書類送検をしたということでございます。これは結果とし

まして、捜査内容を書類にまとめて検察庁に送っているということでございますけれども、今現在は書類送検をした中身でございます、検察側に委ねられているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） スタートの件が、大変難しい件だと思います。

それに関連して、今度は2番目の質問に入らせていただきますが、本件は、6月12日に町が職員を刑事告発しましたが、遠藤町長は、なぜ職員を刑事告発の事態まで行ったのか、それをお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の刑事告発につきましては、刑事訴訟法第239条第2項に記載されておりました、公務員の告発義務といたしまして、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないという規定がございます。また、鏡石町職員の懲戒処分に関する規定第8条によります、職員が行った非違行為のうち刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法の定めるところにより告発または告訴を行うという規定がございます。それに基づいたものであり、福島県町村会及び町の顧問弁護士の助言をいただきながら、6月12日に須賀川警察署に告発状を提出させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 確かに刑事訴訟法239条1項に基づいて、官吏または公吏は、その職務ということで、私もちょっと見てみました。犯罪があると思料されるときは告発となったんですが、これは賭博未遂事件であったということを明確に言うておられました。賭博未遂事件であって、明確にもう賭博を実施してやったというのであれば、またそこにもあるんですが、未遂事件であったのに、そこまで話が進んでしまったことに、非常に私と執行との差には何か、未遂なのにここまでやっぱりやらなくちゃならないのかというふうな違和感を感じたところでありますが、それはそのとおりでよろしいわけですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の刑事告発ということでございますけれども、これについては、先ほど議員さんからお話あったように、賭博行為として配当まで至らなかったのにもかかわらずという内容だと思うんですけれども、これにつきましては、判例によりますと賭博罪は挙動犯であると。つまり、財物を賭けて勝者に交付することを予約、予約するだけで罪に当たるということでございます。これにつきましても、先ほど申し上げたとおり、県の町村会の顧問弁護士、町の顧問弁護士さんのご指導の下にということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に残念なんです、3番に入りますが、3月16日に発覚した、3月定例議会中のことでございます。これが私どもに表沙汰になってきましたのは、7月定例全員協議会、臨時議会のときでございます。このように4か月間も長期後にわたって、町はこれほどの、全国報道になるほどの問題を私ども議会のほうに報告しなかったというのは、どうも議会としては、どんなふうな我々は位置づけに置かれているのかというふうに疑問を感じるわけでございます。

議会と町執行の位置づけというものは、地方自治でその根源を揺るがすような、議会に対する報告がなかった、連絡もなかったというふうなことは、非常に議会をないがしろにした、町長がよく言われている、町執行と議会は車の両輪のごとく全く同じく歩んでいる、全然歩んでいないんじゃないですか。それを4か月もこのように置いたということは、町議会軽視で許されることではないと私は思います。議会軽視ではないですか。

地方自治法の中で、町長は議会には知らせなくてもよいと思っているように感じますが、この4か月間の長期の空白の理由説明を求めるものであります。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

7月の臨時議会でも申し上げたところでございますけれども、今回の事件につきまして、3月に発覚したことが7月の定例全員協議会での報告となりまして、大変遅くなってしまったことについては再度おわびを申し上げたいと思っております。

議会への報告が遅くなった理由といたしましては、1つが、賭博行為を職場のパソコンのグループウェア、サイボウズを使用して行ったため、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、委託業者、これはNTTになるんですが、に調査を依頼いたしました、その調査にかなりの時間がかかってしまいました。現実的には3月17日に依頼いたしまして、4月3日までかかってしまったというのが現実でございます。その調査にかなりかかってしまったこと。

2つ目としては、事件の対応につきまして、県の町村会及び町の顧問弁護士への相談をしたということで、こちら回答をいただくまでにまた時間がかかってしまったということでございます。

3つ目に、須賀川警察署とのやり取りに多くの時間を費やしたということございまして、告発状を提出した後、捜査中であることを考慮したということでございます。

その結果、このような長期にわたってしまったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） NTTの確認、それから町村会とか顧問弁護士さん、それから警察署のほうとかということの答弁でございますが、我々議会のほうには確認を云々とか、4月の話をただいま総務課長がされましたが、臨時全協、定例全協、それから臨時議会、定例全協、臨時全協、定例議会、それから6月議会、そのようにして延々と、4か月の間に10回近く我々が一堂に会する時期があったわけです。それをずっと確認できるまで、確認できるまでとあって、もう我々よりも早く町村会とか、須賀川警察署のほうに出しておいて、そして、7月20日に新聞報道で私は知ったところでございます。

このやつを私ははっきり言って、議長に苦言を申し上げました。我々議会がこれほど対応しているのに、議長が知らないでいたのかというふうなことをお伺いしました。ところが、町の問題は内密にしてほしいというふうな声もあったというふうな話も伺っております。ということは、議員に内緒にということは、議員を信用していない。これは5月末の話のようでございますが、それをまた問題は、議長も我々に報告しなかった議長の責務もここではあるところでございます。

そして、何か新聞報道とか、あるいは前回の執行の話を知ると、警察がマスコミに流したから悪いんだというふうな話をしておりますが、流したから悪いんじゃないんです、我々に言わなかった執行が悪いんです。執行が我々に詳細を、経過を報告して、そしてちゃんと我々も議員は選ばれた人たちですから、そんなにどこ行ってもべらべらしゃべるわけじゃないと思います。内容については押さえて、そして、その中でどう一緒に対処したらいいのか悩んでいたかと思っております。

実は、私3月のやつを7月まで知らないって、ほかの市町村のある議員に聞かれました、返事しました、遅すぎると。そして、何だ議員として何やっているんだと反対に言われました。自分でも恥ずかしかったです。我が町の内容のことを4か月も知らないで、のへんとして町の中でコーヒー飲んでゆっくりしているような議員だったんだと。それは、私だ

けなのか。ほかの議員は知っていたのか。

非常にこのやり方については、執行は、議会は何も言わないというふうに思っているのか何だか分からないんですが、過去8年間は、与党の多い議会だから、何でも100%遠藤町長の執行については賛成ばかりだったんですが、しかし、そういうふうな、我々は町長を見て議会をやっているんじゃないかと、町民のほうを見て議会活動をしなくちゃなりません。もっとその辺をしっかりと執行は責務を取ってもらいたいと思うし、ましてや我々よりもさきに、報道がさきに流れるなんていうのは、あってはいけないことです。町長、執行が知っていれば、それは知ったときには、もう次には我々議会がそれを知らないで、町づくりなんてなるはずないと思います。このような考え方を町長はどのように持っておられるのか伺います。

ましてや今日まで10回以上もこういう議会が集まることがあったのに、全然なかったこともしっかりと我々に答弁してほしい。そういうふうに強く思うところでございます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今回の議会に対して情報が遅かったということについては、まずおわびを申し上げたいと思います。

ただ、これには理由がございます。まず警察に対する告発と、そして、今回のいわゆる人事ロトと言われる賭博、この町の処分については全く別物ということでありまして。というのは、当初、町のほうではこの件について、先ほど総務課長から話したとおり……

〔「聞こえません」の声あり〕

○町長（遠藤栄作君） いずれにしても、もう一度申し上げますけれども、今回の事件については、告発と、いわゆる町の内部の処分とは全く別だと、取りあえず。

町の処分については、当初5月に処分をする予定でありました。しかし、先ほど総務課長もお話ししたとおり、4月中旬、21日だと思いますけれども、警察との相談をさせていただきました。その前にも顧問弁護士、町村会、いずれも賭博だと、そういったことなんで、もういわゆる告発というよりも、捜査については全く町は言うておりません。ですから、処分は早くしたかった。警察にも、5月にしたい、6月にもしたいというお話をさせていただきました。そこで、警察と我々は違うということにさせていただきました。しかし、警察のいわゆる調査、捜査というんですか、こういったものとの関連があつて公表ができなかった。捜査時にも差し支えがあるという、そんなこともあつて、今回遅れてしまった。しかし、7月以降は町としては待てないということで、今回7月の処分をさせていただいたということでもあります。

あともう1つ、先ほど議員さんが言われた、警察の発表が早いと。これはあくまでも公表

について、今回の20日に処分をした、そして正式には翌日の21日に公表をすると、こういった内容が警察からその前日に発表されたということでの、たった1日のその関係でございますので、その以前とは全く関係ないということでもありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 7月20日、7月21日とかと言っていますが、それまでの4か月間の経過、これほどまでに我々議会を執行は信用していないというふうに感じるところでございます。今後そういうことのないように、しっかりと、両輪ですから、同じ土俵で同じ場で物事を議論し合って、悩んで、解決して、1万2,500の町民のために我々は意見を述べ合ってやっていかなくちやならないというふう強く感じます。それを私は強く求めて、次の質問に入らせていただきます。

4番目の、職員を刑事告発を6月12日から、そして、8月8日には書類送検した。この80日間は、どのような状況の変化であるのか。

町長は、該当職員の告発を私は取り下げるべきであると考えますが、いかがなものでございますか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

繰り返してございますが、町では、福島県町村会及び町の顧問弁護士の助言を受けまして、並びに警察署のご指導ということで、本年6月12日に、賭博に関する職員10名を刑事告発をいたしました。

告発を受けまして、須賀川警察署では賭博に関与しました10名の職員について取調べを行いまして、そのうち1名につきまして、8月5日付で書類送検を行ったところでございます。それ以降、刑事事件を処理する権限と責任が警察から検察へと移行することになりますけれども、書類送検によって最終的な刑事処分が確定したわけではございません。この間の取調べ等に町が何ら関与してはございませんので、捜査状況につきましては把握はしておりません。

告発を取り下げるべきではないかということでございますけれども、先ほどの答弁のとおり、今回の件につきましては、刑事訴訟法に基づく告発をしております。また、書類送検をされた時点での取下げは不可能であると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの答弁に補足をしますけれども、まず、その告発につきましては、本事件を知ってすぐに告発をしたわけでないということをご理解をいただきたいと思えます。これについては、先ほど総務課長から申し上げたとおり、町村会、さらには顧問弁護士、そして警察にも、いきなり告発ではなくて、相談をさせていただいた。そして、警察とのいろんなやり取りの中で、6月12日に告発状を出してくれる、そんな話の中でさせていただいたという、そういった経緯をまずご理解をいただきたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 本件は、刑事告発、その中身は賭博の未遂事件であったというふうに町長も前から言っておられました。この場合には、当事者が、警察も逃亡のおそれがない、あるいは警察があえて逮捕に踏み切る必要がないと判断した場合、それから、何度か署にも取り調べて、検察庁に送る書類送検というふうなことだということも伺っております。

町長は親である、職員は子であります。親が子を罪人にする構図であります、今回の場合には。私は残念でたまりません。このような理由から、町長は職員を罪人として、人生の一生を前科者として過ごさせるのか。告発を取り下げて、庁内だけの懲戒処分にするべきである。職員の人権を復帰することはできないのかということをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、いきなり刑事告発をしたということではないということ、まずご理解をいただきたいと思えます。職員を、小さなことでも何でもかんでも告発する、そういった気持ちは毛頭ありません。これによって職員の一生が棒に振ってしまうという、そういったことも含めて。しかし、悪いものは悪いという、そういった自覚も職員にも持っていただきたいということも当然ございます。そういう中で、いずれにしても今回の件についてはいきなりやったものではないと、いろいろ苦渋の中でしてきたと。

特に今回の中身について、先ほど総務課長からも申し上げたとおりです、いわゆる発信者が、不明な投書によって認知をされたと。この発信者という、残念ながらこの投書は、人事口と称する賭博行為が成立した日以降に、副町長、総務課長に投書があったということです。これは内部からなのか、外部からなのか、全く分からなかった。この調査に時間を要したということもございます。

そしてもう1つは、これは刑事とは全く関係ございませんけれども、いわゆる人事異動の内示、19日に、今年は早くやろうということで職員のほうに、皆さんに申し上げてあった。しかし、今回の発覚により、やむなく23日に異動をさせてもらったと、内示をさせてもらっ

た。まさに、そういう中では、我々に対する職務妨害にも値すると、私はそう思っております。いち早く内示を知ったことによって、そして、4月1日からの職員がスムーズにその職務に対応できるような、そういった構築をしようとするときに、こういう問題を起こしてしまったということです。そういう中で、調査にも多くの時間を要したと。

先ほどから申し上げているように、いきなりじゃなくて、町村会、そして顧問弁護士、警察にも相談をした中で、そのやり取りの中でこのようになったということをご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 次の5番に入らせていただきます。

本件、サイボウズにアクセスした課長も減給10分の1、2か月とかが決まりましたが、この方がこの主査の方の上司であれば、担当課の業務を把握する責務があります。そのサイボウズでチェックした課長が、分かり切ったところでございます。そして、その方が町長や副町長よりも、新聞報道では、減給が重いとは、私はちょっとおかしいと思いますので、執行の考えをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

不祥事を起こした町職員の処分につきましては、町職員の懲戒審査委員会を2回開催いたしまして、国の人事院が定める懲戒処分の指針や町職員の懲戒処分に関する規定を基に決定することになっております。今回、減給10分の1、2か月となった課長職の処分理由につきましては、多数の職員が賭博行為の疑いのある行為を、事実を把握したにもかかわらず、正当な手段で町当局に知らせることを怠り、賭博を未然に防ぐことを怠ったということ、また、当該課長職は、賭博を行っていた職員の直接の上司ではないにもかかわらず、興味本位で他職員のパソコンに不正アクセスをするなど、不正使用をしていたことでの処分でございます。

なお、町長、副町長におきましては、今回の不祥事を受けまして、町政を預かる責任者として、8月支給の給料月額100分の10を減給したものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 私は、この話を今初めて聞いたんですが、この不正アクセスということでお話を伺っていたときでは、この方が担当課の上司ではないというふうな話を、今初め

て伺ったんですが、そういうことだったわけですか。私は、担当課の上司の課長であれば、庁舎内のパソコン、ましてや業務担当課内のパソコンであって、課長は部下の、職務上からすると課内の業務内容を全て知る責務があります。そういう責任があるのに、私はそれを、サイボウズでやっているやつをチェックしたことが、その担当課の課長だとばかり思っていたんですが、別な課長がそれを見たというふうなことであるわけですね。その辺のやり方はどんなふうになっているか分かりませんが、別なところの課長だったのでは、それについては、あえて私は。理解しました。

最後のここの1番の質問に入らせていただきます。

執行責任者であります遠藤町長の責務は、職員管理上からいって重大であります。職員以上の責任をもって、この鏡石町の役場の業務責任を対処すべきというふうに考えられますが、どのように思っておられるのかお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど総務課長からも申し上げたとおり、今回の職員の不祥事により、町民の皆様並びに議員の皆様には多大なご迷惑をおかけしました。そういったことで、大変、改めて深くおわびを申し上げたいと思います。

そして、多くの被処分者を出してしまい、町政をあずかる責任者として重く責任を感じているということでもあります。そのために、今回職員の不祥事に対する管理、監督の責任と、そして、町民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に、先ほど言った、給与月額1か月間、10分の1を減額したということでもあります。

そういう中で、今後二度とこのようなことがないよう、町の幹部会議である庁議におきまして、綱紀の粛正の徹底の周知、そして職員に対して指導するように、私自身が指示をさせていただきました。また、職員研修をこれから行うということで、再発防止の徹底に努めて、そして信頼回復に向け、職員と一丸となって取り組んでまいりたいということでもありますので、ご理解を申し上げたいと思います。

そして、もう1つ付け加えさせていただきますけれども、これは職員の7月20日の処分、さらには町民にもお話をさせていただきました。さらに今回、職員組合との交渉の中で、冒頭にこれのみを申し上げました。というのは、やはり今回の不祥事により、私を含めて鏡石町の役場職員の信頼が相当失われたと言わざるを得ない。そして、今回の処分対象職員が職員の約1割強という、私も職員から、約50年の中で初めてだと。そして、これについては組合においてもこの事実をしっかり受け止めていただきまして、信頼回復のため、我々とともに取り組んでいただくようお願いした。そして、二度、同じことになりますけれども、7月20

日の処分の辞令交付に当たって申し上げたのは、会津の仕の掟、「ならぬことはならぬものです」と。それはやはり上司であろうが、部下であろうが、これは同じだと。このような認識と行動があったら、この事件は過ぎたと申し上げました。

そして、もう1つ言わしていただければ、サイボウズによる人事ロトの通知、この中身をさせていただきました。ここには、不謹慎なこと、他言無用、公にはくれぐれも漏れないようにという、そういった通知の中身だと。そういう中で、先ほど言ったように、年度末の内示発表にも遅れがあった。まさに職務上の妨害であると。そういう中で私は、常にでありますけれども、罪は憎んでも人は憎まずという考え方でございます。そのためにも、信頼回復のため町民の立場に立って、そして町民のため頑張ってもらいたいというふうに申し上げました。改めて、二度とこのようなことがないよう組合としても取り組んでいただくようお願い申し上げますというので、お話もさせていただいたところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 心新たに、町のすばらしい執行がされるように強く求めるところでございます。

たまたま最近、税務過大の徴収問題やら、それから狂犬病支援事業問題、そして今回本件のサイボウズの人事予測が連続したんです。これが新聞問題になって、どんどん我が町の何か悪い部分だけが発布され、議会も何やっているんだという声が多くの方々から言われていることが現実でございます。こういうことを私は、自分もそうですが、執行のほうにも強く求めて、本案件についてはまとめるところでございます。

それでは、大きい2題に入らせていただきます。

町政策の議会への中間報告についての部に入ります。

1番目は、ただいま遠藤町政は、浄水場の新設、そして（仮称）健康福祉センターが進行中であり、大事業が今進んでおります。それで、審議会やら検討会やら、多くの方々の声を聞いて進められていると思いますが、しかし、議会には中間報告というのがもっとあってしかなるべきだと思うんです。

6月25日には、基本設計、実施設計の進行実態等も発注されたようでございますが、もっこの中身がどんなふうなものができるのか、小冊子ではもらっていますが、我々のほうに途中の経過を、検討結果を、審議会、委員会の結果を報告してほしいというように強く思っております。全てが決まってから、議員の意見は、決まってからでは意見はなかなか吸い上げてもらえないと思います。途中経過でやっぱり我々の議員もどんなふうなものができるのか、決定するまでに確認しながら、そして議会で決定するというふうな姿を取らない

と、修正していききたいこと、あるいは議員が町民の声を聞いて考えた意向を皆さんのほうに伝える、検討することができませんので、そういうふうな部分をもっと中間報告をしていただきたいというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの議員さんのご要望、まさに私もそのとおりに思っております。今回のいろんなこういった事業がございますけれども、私のほうにも上がってくる部分も遅い部分もあったり、いろいろございます。そういう中で、今議員さんが言われた部分については、しっかりと中間報告なり、そういったことについてはさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） （2）番に入ります。

過日、広報かがみいしが配布されておりました。それを見てみましましたらば、その12ページに、鏡石町まちづくり委員会の委員を募集しますというふうなことが載っております。物事をやるのにたくさんの意見を聞くことが必要だと思うんですが、我々議会としては最終決定するに当たってやはり、これはただいま申し上げた1番の内容と同じでございますが、この鏡石町まちづくり委員会の位置と意見はどのようなものであるのかということですが、内容は過去にも設置していたのか。そして、募集も終わりましたから、何名ぐらいの方が応募されたのか。その進行中の、今後中間報告を議会に、これも同じようにすべきでないかと思えます。もしやるのであれば、いつまでにこれはまとめるのか。決定するまでには議会には何度ほどか、経過報告をする考えをお持ちなのか、お伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町まちづくり委員会につきましては、平成24年3月に策定されました第5次総合計画の目標年次が令和3年度になっておりまして、令和4年度から10年間の新たな総合計画となる第6次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、国土利用計画の策定に当たって、意見や要望を伺う組織として設置されるものでございます。

ご質問の中に、過去に設置されたかというご質問もありましたが、同様に、前回の第5次総合計画の段階でも同じようなまちづくり委員会も設置してございます。

町民の町づくりに関する意見を反映させるとともに、町民との協働によります計画策定を

今後進めてまいりたいと考えております。

それで、委員会では、農業青年会議所や女性農業者活動組織、J A夢みなみ等の農業関係者、商工会関係者、子ども会連絡協議会やP T A連絡協議会等の教育関係者、消防団本部、高齢者、障がい者関係団体の関係者など町内の有識者を予定しておりまして、一般公募につきましては8月末まで募っておりました。結果としましては、現時点では25名以内ということで設置要綱を定めておりましたが、現時点では23名ということで考えて、応募の状況としましては、そちら23名ということでございます。

今後、令和3年8月まで毎月1回程度の話合いを重ねながら、町の施策等、町づくりに関する事項を取りまとめることになっております。総合計画等の策定に当たっては令和3年度までの期間となっておりますので、進捗状況等、適宜議会へ報告させていただきたいと思っております。

なお、回数につきましては、その都度ということなんですが、現時点では3回から4回程度ということで、現時点では事務局としては考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 大きい1番の問題が終わったら、総務課長、生き生きとして答弁されていましてね。よろしいことですね。次の町づくりに向けての対応ですから、その意気込みで進めていただきたいと思います。

我々議会にも、その詳細をその都度、多くの部分で報告してほしいというふうに思っております。

それでは、3番に入ります。

(3)番ですが、8月21日、先日の定例全員協議会において突然に、魅力磨き上げ事業とかということで、産業課管轄で田んぼアートモニュメント設置が、補助金とは言いながら1,500万円程度で、建設がぽんと生まれてきました。出産するとか、子供ができたとかなんという話全然なくて、ぽんと生まれましたという話ですから、お祝いを持って行くこともできないうちに、できたんです。議会に対する説明がなかったところでございます。それで、説明を慌てて今いろいろとしてくれているところでしょうが、課長も大変だね、こんなふうなことを我々のほうから追加質問されちゃうということは。やっぱりもうちょっと計画的な、この事業として、こういうものが出てこないはずだと思います。

本来であれば、3月定例議会でも計画されて、それらを説明して、そしてあるならいいんですが、今回国の助成金が出たからとぽんと出てきたということらしいですが、それが3月、6月議会でも立案がされていないのに、たかがここ10日くらいで補正に出て、思い出しの事

業とする感覚が感じられます。町長は、思い出し事業じゃなくて、やっぱりこういうものは早くから造りたい、これをこんなふうにしたいという、しっかりとやっていきたいというふうに説明してほしいと思います。

モニュメントですぐ頭に浮かぶのが、駅の駐車場のところにある、東日本大震災からのモニュメントの鐘です。あのときも、先日も申しましたが、誰がたたいているのか、誰が思い出して、誰が見に行っているのか、いまだにここにいる方々も半分くらいの方は行ったことのないのかなというふうにも思いますが、やっぱりモニュメント、モニュメントとぽんぽんと造られることでございますが、もっとこういうものを長期的な、あるいは説明してちゃんと理解いただけるようなことができるような企画、立案をすべきでないかというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。お伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町を代表する観光スポットとして定着している田んぼアートにつきましては、見る田んぼアート、収穫後のお米を活用した食べる田んぼアート、LED照明、ペットボトルによるきらきらアートと、観覧に訪れた方に満足していただくべく、年々進化する田んぼアートを目指して実施しております。

今回補正予算に計上させていただきましたのは、これらに続きます、歩く田んぼアートとして、歴代の田んぼアートの作品をモチーフにしましたモニュメントを町なかに配置するための諸般の経費でございます。これは、来年春の東北ディスティネーションキャンペーンや、今後、本町において開催が予定されております全国田んぼアートサミットにおきまして、全国から鏡石町を訪れる方々に対しまして、この鏡石の町なかを周遊を図るものでございます。

多額の経費の事業費がかかる事業を一般財源で対応することにつきましては、町の財政上なかなか厳しいところがあります。本事業につきましては、先ほど議員の方からもありましたように、地方創生臨時交付金、いわゆる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費の充当が100%ということで、一般財源の持ち出しが今のところございません。この地方創生臨時交付金は新型コロナウイルス感染症対応ということで、今年度5月に、急遽内閣府におきまして制度化されたものでございます。この交付金の活用につきましては、非常に時間のないスケジュールの中で事業計画を進めなくてはならないという状況でございました。

本来このような大きな事業費を伴う事業につきましては、議員のおっしゃるように、関係する団体や、当然のことながら議員の皆様に対して時間をかけ、ご説明を重ねて、理解を得る必要があります。しかしながら、先ほど述べましたように、急遽決まった施策でございまして、このような事情によりまして、十分な説明の時間が確保できませんでした。そちらに

つきましては大変申し訳なかったと思っております。

なお、今後につきまして、町議会の皆さんに対しまして、町施策につきまして十分な説明を心がけて対応していきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に重いモニュメントになりましたね、石ですから。コンクリートなんですか、これは。芸術的なモニュメントになってくるのかなと、石のこの彫刻的なことですから。

これを造るわけですから、こういうふうな業者はもうほぼ決定しているんですか。それとも町内の業者ですか、町外の業者になるんですか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 業者につきましては予算成立後ということになりますが、できる限り町内業者を優先的に当然使っていきたいというふうに考えております。ただ、その設計の中で、どうしてもというところは町外の業者も選定されますが、基本的には町内業者、町内の業者を優先的に選定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 最後の質問に入らせていただきます。

残り時間も5分13秒ほどありますから、余裕を持ってやりたいと思います。

これは教育委員会の、先日、我々のほうにまた配付されました、行政評価の件についてでございます。

これを見ますと、今世界的にコロナの影響が、多くの問題出ておりますが、小中学生なんかも大変な被害を受けていると思います。全ての行事が止まったり、あるいはいろんな大会が中止されたり、今まで頑張ってきた、努力してきたやつの成果を出すことができないでこの1年は終わってしまうというふうな、何らかの形で、教育委員会ではそれを応えてやるような努力はされないのかなというふうに心から思っているところでございます。

それで、今回我が町の教育の評価を、委員会の方々が内容を精査したところでございますが、報告されたものを見ますと、町長がお話しされている、進化する鏡石町教育行政というふうな点とは、何かちょっと思えない部分を感じられました。具現化する政策というのはあるのか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年点検評価を行い、その結果を公表しているところであります。今年度は、令和元年度における主要事務事業、27事業の点検評価について、教育行政点検評価委員会において、4名の委員の皆様から事業の客観的な検証と改善に対する助言等をいただきまして、町の教育委員会定例会での審議を経て、議会定例全員協議会で報告したところであります。

点検評価の結果につきましては、町のホームページでも公表しております。

この点検評価は、事業ごとにAからDの4ランクで総合評価を行い、その結果を踏まえて、事業の方向性を決定するものです。令和元年度の評価はAランク、優れた取組が多く、十分成果が上がっているというものが27事業中11事業、次にBランク、優れた取組が幾つかあり、成果が上がっているが15事業、Cランク、成果が十分上がっておらず、改善の余地が多いが1事業、Dランクの、成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要となった事業はありませんでした。事業の方向性としては、27事業中、重点化が3事業、継続が22事業、改善が2事業となりました。

教育委員会といたしましては、令和元年度事業の点検評価結果を踏まえまして、Cランクや重点化、改善と評価された事業内容を重点的に検討しまして、今年度中に改善や見直しが図られるものについては速やかに行い、さらに、次年度以降の施策の具現化につきまして事業を再検証していきたい、このように努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまこの行政点検評価表、私もちょっと拝見しましたら、確かにマイナス、評価下げが3項目ありました。それで、プラスが1項目出たと。点数でやっていると、マイナスで合計7点マイナスになって、プラスが1点。そうすると、前年より落ちたというふうに評価されていたんです。ですから、上に上がっていくというならばいいんですけども、下がるということはやっぱり、なぜこうなってしまったのかなというふうに非常に心配しているところでございます。それらをしっかりと確認しながら、今後の教育行政に向けていただきたいというふうに思っております。

それでは、（2）番目。

評価委員の方々には、このときに現状で満足しておられたのかというふうな意見です、それ

をお伺いしたいと思います。

また、この方々から進化するための意見というものは何かなかったのか。

そして、この方々の声が、こういうところにも反映されているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回公表しております教育行政点検評価表の中には、点検評価委員のご意見も記載しております。委員の皆様からは、それぞれの立場から、事業のよかったところ、改善すべき点等について様々な意見が出されておまして、もちろん事業によっては現状に満足していないという意見もございました。一方で、事業をこういうふうに進めたらどうだというような、さらに進化するために参考となるような意見もありましたので、今後施策を検討する上で、それらの意見を参考にしてまいりたいと考えております。

教育委員会におきましては、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化活動などの各分野におきまして様々な教育施策を推進するため、鏡石町教育大綱として、鏡石町教育振興基本計画を策定しております。本計画も町の総合計画と合わせて、社会情勢や教育情勢の変化に対応すべく改定を進めていくことになっておりますので、これまでの点検評価の結果を活用いたしまして、さらに第6次の町の総合計画との整合性も図りまして、進化し続けていけるような教育行政事務事業を計画し、実践してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 町内の多くの委員の方々にはご足労かけております。先ほど大きい2番でも言ったんですが、いろんな委員会とか審議会とか、役員の方々もおいでになります。この方々のご苦勞に心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、例年ですと、その役職員名簿というのが7月に我々議会に配付になっていたんですが、何か最近ありませんので、総務課として見せたくないのか何だか分かりませんが、役職員名簿というのが、町内のあったですよ、まだ今年はまだ出ておりませんよね。そういうのを、やっぱり情報を、それから、回覧を見て初めて分かるようなことも度々ありますから、いろんな町の事業の情報を私ども議員にはいち早く届けていただけるように、町民から言われて返事できなくている恥ずかしさもありますから、そういうことを私は強く求めて、今日の議会の1番バッターをこれで終了といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、5分間休議します。

休議 午前11時18分

開議 午前11時23分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（古川文雄君） 次に4番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

令和2年9月第5回の定例会で一般質問をさせていただきます、4番、菊地洋でございます。

初めに、本年7月に、九州、熊本を中心に西日本豪雨の被害に遭われました皆様へ、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、毎年のように日本各地で被害が発生する豪雨に対して、一刻も早い国の防災・減災の対応が望まれるものだと痛感をいたします。我が町においても、昨年10月の台風19号において被害に遭われた成田地区の皆様の日常生活への不安はいかばかりか、ご拝察を申し上げます。

毎朝テレビをつけると、コロナ、コロナ、コロナ。コロナウイルスの感染についての報道はいつまで続くのだろうか。そして、いつ収束するのだろうか。この半年間、全国民、全人類が、コロナウイルス感染症への葛藤と不安な日々を送っていることと思います。我が町からは、いまだ感染が確認されていないことが幸いであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

冒頭にも述べたように、新型コロナウイルス感染症拡大については、今まで町内のイベントは、年内ほぼ中止及び延期の措置を取らざるを得ない状況となっております。

そこで、先ほど今泉議員も質問されましたが、学校行事の中止や延期となったものはどれくらいあるのか。まず、小学校行事ではどれくらいの行事が中止になったのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1学期においては42日

間の臨時休業となったところでございます。そのため、学校再開後は、長期休業期間の短縮や各種行事の中止や規模縮小により、授業日数の確保を優先しているところでございます。さらに、各学校におきましても、新型コロナウイルス感染症対策に日々取り組んでいるところであり、家庭の協力も得られた中で、いまだ発症者は出ていない状況であります。

一小、二小とも、1学期は授業時間の確保並びに新型コロナウイルスの感染リスクを最小限に抑えるため、学校行事等は2学期へ延期し、授業参観をはじめとしたPTA行事等は3密を避ける対策を講じており、具体的には、授業参観は実施しても懇談会等は行わないなどの措置をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 感染症防止という観点から、なかなか行事が行えないということは理解しております。

それでは、同じく中学校行事はどれくらいあったのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

長い臨時休業期間と、そして学校再開後の3密を避ける新しい生活様式の実施は大きな影響があり、校内での学校行事並びに運動能力や各部の活動の成果を発揮するための中体連等の大会は、軒並み中止となっております。そのため、校内での授業が予定以上に実施できていることで学習面での補充は進んでいるところでございますが、それでも補いきれずに、夏休み中に新たに4日の登校日を設け、授業を実施しているところでございます。

なお、先月27日、木曜日には、鳥見山公園内で実施されました中体連支部駅伝競走大会が、今年度初めての中体連大会となり、女子が5位、男子が4位の成績を収めることができました。来年度の一層の活躍が期待されるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） それでは、③番に入ります。

今後の小学校、中学校の代替行事は考えているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1学期より延期になりました、先ほど課長が説明しました、行事の実施等について説明申し上げます。

まず、小学校の運動会でございますが、一小が9月26日の土曜日、二小は10月17日の土曜日、それぞれで午前中の開催を予定しております。それぞれ2校とも児童並びに保護者が密にならないよう、種目、また観戦方法を工夫して実施いたします。なお、新型コロナウイルス対策のため、来賓の皆様にはご参加いただかない形で実施するということになります。

また、修学旅行については、二小が明日9月4日の金曜日、一小は10月16日の金曜日に実施を予定しております。共に、行き先は会津方面ということになっております。

中学校におきましては、1学期に実施できなかった修学旅行を9月13日から14日の1泊2日間で、平泉・松島方面で実施いたします。2泊が1泊となってしまいますが、生徒たちに大切な思い出をつくってもらえる、そういうような形で何としても実施したいということで、一生懸命検討しまして、新型コロナウイルス対策も万全に実施するところです。

なお、小学校、中学校とも、2学期に予定をしておりました行事につきましては、予定どおりの日程で実施できるように、内容の検討、実施時間の変更等を、それぞれ学校ごとに工夫しているところです。

特に音楽演奏の発表の機会が失われている現状を踏まえまして、小学校におきましては、運動会開催時の鼓笛の発表、中学校におきましては、文化祭での吹奏楽部の発表を予定しております。当日、どうしても密を避けられない等の理由で、保護者への披露が十分できないような場合には、また別の機会に演奏披露ができるようにということで、それぞれ各校で検討しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） なぜこの代替大会についてという質問をしたのかというと、中学3年生の保護者のほうから、何人かから、タイミング大変に悪いんですが、郡山で合唱クラスターが出てしまって、この質問しようかしまいか大変悩みました。しかし、その保護者の思いをやはり執行側にぶつけなきゃいけないという思いがありまして、今回質問をさせていただきましたが、やはり中学校3年生、もう最後の発表の場であると。オランダ祭りで合唱、合奏、こんな発表の場もあったわけでありまして、オランダ祭りも中止ということになって、文化系のクラブ活動についてはかなりもうほぼほぼ中止ということになって、発表する場所がないという、こういうふうな現状を保護者からお伺いしました。うちの娘泣いているんですという、こんな声を聞きました。それを考えたときに、やはり何か代替大会というのを、発表できる場は設けられないのかなという、こんな思いがあって質問をさせていただきました。

た。

そんなところで、我が町では感染症は出ておりませんが、やはり特段の注意を払いながら、特に来春卒業する小学校6年生と、それから中学校3年生については、中学生については進路を選択する大変重要な高校受験を控えておるわけでありまして、コロナで中止になったね、コロナで中止になったねというそういう思い出だけではなくて、何か我々大人が思い出づくりをしてあげることが、我々大人の役割だと思いますけれども、教育長どう考えられますか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 今いただきました4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私もそのように考えております。学校が、もっと子供たちのために何とかできないかというところで、いろいろと考えております。

文化祭につきましても、中学校では生徒にアンケートを取って、どんな方法でやったら、これまでにない、コロナに負けない、安全な楽しい文化祭にできるかというふうなことで、子供たちを巻き込んで、何とか子供たちにいい思い出をつくってやりたいと考えております。

修学旅行につきましても、最初あった案を東京方面で2泊3日に変更し、さらに保護者のお声を聞いて、それを1泊2日でより安全な中尊寺のほうに変更し、それもやはり何としても、実施しないのは簡単ですが、実施しないのではなく、子供たちにせめて中学3年生でやったねという思い出をつくってやりたいと、そういう思いで一生懸命頑張っておりますので、教育委員会としてもそれを後押しして、小学校、中学校の子供たちが、1年間大変だったけれども、自分たちも積極的に頑張っている思い出ができたというようなことが言えるように、しっかりと学校と一緒に歩んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） できるだけ子供たちの目線で、子供たちが、先ほども言いましたけれども、学校生活が楽しかったという、こういうふうな思い出が残るような演出をしていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、道路行政についてお伺いをいたします。

国道4号線は、先日の全員協議会の中で、矢吹町の延長計画が決定をいたしました。以前より複数の議員より質問がされておりましたけれども、久来石交差点の旧道と、それから4号線との交差点、変則な交差点になっているわけでありまして、この改良の問題はどのようにしているかお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

4号線の拡幅事業につきましては、ご承知のように、まず高久田から役場前の交差点までの約2.3キロ、これについては本年1月10日に開通したと。そして、役場前交差点から久来石交差点までの約2.2キロ、これについては令和3年度に完了するという見通しが公表されたところであります。そして、さらに久来石の交差点から矢吹のインターまで、これ矢吹・鏡石道路として、今調査が進んで都市計画決定の段取りに入っているという、そういう状況であります。

そして、既にこの久来石交差点については完了しているものの、町道側からの国道を横断する際に分かりにくい交差点ということで、町も、利用する地域の方々も認識しており、その旨を国側、国道側に申入れをしているということでもあります。そして、国土交通省郡山国道事務所からは、交差点改良を検討しているとの報告を受けております。

平成29年度には、区画線と、夜間暗いということから、道路の照明等の工事をまず行いました。それでも見通しが悪いということでもあります。今年度の応急工事といたしまして、つい最近、8月31日でありますけれども、国道側から町と久来石区の役員のほうに説明がございました。その内容の説明については、1つには、町道笠石方面から久来石方面への交通に対しまして、両側です、カラー舗装と、いわゆる道路の案内標識を設置し、見た目ですね、視覚的に動線を確認していくというお話を聞いております。

2つ目は、交差点の、要するに防護柵を設置し、歩道部への車両突入と交差点輪郭を視覚的に、目で分かるように、そういったことで確保することについて説明があったということでもあります。

なお、この国道側としては、久来石交差点については抜本的な改良をする方向で検討をしているということでもあります。改良に当たっては当然用地買収、こういったことも伴う、さらにその予算も確保しなければならないということで、多少時間を要するということの説明がございました。

なお、最終的には、この久来石交差点からいわゆるインターまで、この矢吹・鏡石道路の最終、ちょっと遅くなるかもしれませんが、その間にはしっかりとこの交差点についても、今のような中で国がしっかりと対応してくれるものと思っております。そういうことでは、町も当然そういうことでしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 私も久来石で生まれ育って、18年間住みましたけれども、なぜあの交差点になったのかと不思議でならないんです。当時の担当課長が、多分国土交通事務所あたりにうまく丸め込まれてしまったのかと、言い方は失礼かもしれませんが。実際にやはり町民が、利用する方々がいかに安全性をしっかりと確保していただいて、往来できるかということが一番大事だと思うんです。何で、出来上がったらあんなふうな交差点と誰もが思っていなかったと思うんです、久来石に住んでいる方々は。夜なんか通ると大変怖いです。最近ちょっと慣れてきましたから、何とか通過できるようになってきましたけれども、最初出来上がったばかりの頃は、もう池のほうに突っ込んでいってしまうんじゃないかという、こんなふうな設計でした。

本当その辺についてはしっかりと担当課も含めて、町側も国土交通事務所のほうにはしっかりと苦言を呈しながら、安全性を確保できる、そういうふうな交差点をつくってもらいたいということをしつかりと懇願していただきたいたいというふうに思います。

次に、②番に入ります。

久来石の旧4号線、町道です。町道は、震災以来部分改修はしたものの、もともと道路の幅が狭く、そして大型トラックなどが通過をすると、ほぼ乗用車との通過が困難であるという、こんなふうな道路で、かなり傷んでいるということで、地域、久来石の区民の皆さんから苦情をいただいているわけでありますが、もう今回全面的に改装計画という、こういうふうな計画はあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

久来石地区を南北に縦断する町道久来石線は、一級町道として認定しており、地区の主要な道路であります。町道久来石線は、東日本大震災により被災し、災害復旧工事により舗装打替工事を行いました。しかし、多くが半幅員の舗装工事となったことから、路面の段差や排水不良が発生しており、通行に不便を来している状況にあります。また、道路構造につきましても、旧国道当時の構造物であり、老朽化が進んでいる状況であります。

現在、町では社会資本整備総合交付金事業や公共施設適正管理推進事業を活用しながら舗装工事を実施しており、順次工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 久来石の町道については毎回、震災の後からずっと、区民、町民の方から、振動が大変なんだと、ちょっと雨が降るともう水たまりができるんだと、こんなふう

な苦情をいただいておりますので、早急な改良を強く望んで、この件については終わります。

次に、③番、中学校、正門付近と書いておりましたが、中学校付近の町道についてお尋ねをいたします。

まず、正門から成田方面へ向かう消防署の分署前の、仮舗装なのかどうか分かりませんが、あの舗装はかなり凸凹が激しいというふうなところ、通った方ご承知上げていると思います。この辺の舗装、本復旧はされるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校正門前付近の町道でございますが、元は県道でありまして、県から町に移管され、現在は町で管理している2車線道路で、南側片側に歩道がついた道路でございます。

車道については、消防署前交差点付近において、上水道第5次拡張事業による水道管布設工事によって舗装が仮復旧のままであり、舗装に不陸が生じている状況でございます。担当課からは、年内中に不陸を解消する舗装工事を行うというふう聞いております。

また、歩道部には側溝が布設してありますが、特に中学校前の側溝については、経年劣化により側溝蓋にがたつきが生じている状況であります。直営によって補修を行っておりますが、現状を鑑みますと抜本的な修繕の時期だというふうと考えておりますので、今後計画的な修繕工事を実施してまいりたいというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 先日、あの道路と、それから中学校の周辺をずっと歩いてみました。結構あの中学校の、今公民館、昔の軽運動場があるところから、新しくできた1工区からずっと中学校をぐるっと一周りをしてきましたが、結構あの道路は傷んでいますよね、あの周辺道路。やはり部活でランニングをしている子供たちもいれば、また、通学で自転車で来る子供たちもいればということで、考えてみれば、本当に子供たちの安全ということを確認するためにも、やはりあの近辺の道路は改修していただきたいなというふうに思うんですが、どう考えているかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしてもご質問のとおりだと私も思っております。道路行政に関して、いわゆる一番今苦慮しているところは、やはり何といたっても広域農道、今回もいろいろ予算で上げて、

舗装をしていますが、この広域道路に結構お金がかかってしまうというのは、今、町の中での財政の中で大変だなと。当然農道の整備であるんで、下がしっかりしていないということで、毎年補修をしなければならないという、そういったことがあるんで、先日も自民党の県会議員が来て、要望という中に、何とかこの広域農道を県道に昇格をさせていただけないかという話もさせていただきました。そういう中で、その部分を町道に、こういったものでしっかりと対応できるというふうにも考えております。ただ、いずれにしても予算の中で、限られた予算ということもございますので、そういう中でしっかりと対応していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） しっかり対応していただければというふうに思います。

次に、④番に入ります。

この質問も、もう何回も何回もいろんな議員の方々から質問されていると思いますが、高久田一貫線のその後の須賀川市との協議はどうなったのかお伺いをしますということで、ちなみに、8月17日にそこを通る機会がありました。4号線が大渋滞、須賀川ドライビングスクールの近辺で追突事故がありまして、ほとんど4号線動かない。それで、旧道に回りました。旧道に回ったら、西光寺の付近からもずっと交差点まで渋滞でした。やむなく、ちょっと時間があつたので、今所長が言われた農免道路に回りました。農免道路すいすいでした。というふうな経緯を見て、やはりこの一貫線は大事だなというふうにつくづく、あまり私はそこを利用することではないんですが、大事な路線だというふうに思いますので、その後、須賀川市との協議がどのぐらい進んだのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川市への接続道路は、当初ルート、須賀川ガス前交差点に接続するルートでございます。そちらを残しつつ、新たなルートとして東部環状線に接続するルートについて、須賀川市と合意に至りました。当初ルートにつきましては、須賀川市側の地権者の合意が得られない状況が続いておりまして、市でも毎年交渉を重ねていると報告を受けていますが、いまだに合意が得られていない状況でございます。

新たに東部環状線に接続するルートでございますが、昨年度、須賀川市と連携しながら概略設計業務を行いました。町側のルート選定については、既存町道の鏡田40号線を2車線道路に改良しながら、東部環状線に接続するという計画でございます。今年度につきましては、

そちらの概略設計の内容につきまして地元合意を図るため、地元に入って説明会を開催していききたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 一貫線については、恐らくもう8年ぐらいずっと続けて質問されている課題だと思うんです。やはり尻を決めて取りかかっていると、確かに相手はあるでしょう、地権者という。ただ、しっかり取り組んでいくともう決めていかないと、なかなかそこは進まないというふうに思います。やはりしっかりもう高久田の方々ももちろんであります、須賀川の土地に絡んでいる地権者の方々についても、我々鏡石じゃなくて須賀川の人にも大変困っていると。もともと須賀川が、言い方は悪いかもしれませんが、きちっと住民に説明して、ご納得していただければ、もうとっくに開通している道路だと思うんです。ですから、その辺については、やはりしつこいぐらいに須賀川市に言って、もう進めてくださいというふうに話を出していくのが、これが担当課の仕事ではないのかなというふうに私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員さんがおっしゃられるように、地権者、この反対している地権者が1名、未同意ということに現在はなっております。もう数十回という回数で交渉を重ねた結果、まだ理解が得られていないというような現状でございます。

そういった現状もございますが、それを諦めることなく、ですから、この一貫線というルート計画も残しつつ、この地権者の説得、そういったものに当たっていただくように、強く須賀川市のほうと連携を図って、推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ここで議事の都合により、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） それでは、大きな3番に入らせていただきます。

町管理施設の清掃業務についてお伺いをいたします。

①現在の町管理施設の清掃業務はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町で管理する清掃業務におきましては、それぞれ担当課におきまして清掃業者を選定いたしまして、設計金額に合わせまして入札または見積り合わせによりまして請負業者を決定しております。決定後、請負業者と年間スケジュールの調整や施設に合わせた清掃業務の内容を確認いたしまして、定期的に清掃が行われております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） ただいまの総務課長の答弁の中に、定期的に清掃しているという、このような答弁でしたが、定期的というのは年に何回ぐらい清掃業務を委託しているのかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

それぞれ各施設、回数等もばらばらでございます。年に2回、年に1回というところもございまして、役場としても週に1回は必ず床掃除ということで来ていただいていることもありますし、回数的に見ますと、日常清掃、定期清掃ということで、ほぼ定期的に1か月に一遍とかというサイクルとか、例えばあとは上下水道課でございますけれども、年に6回というような施設もございます。申し訳ございませんが、その各施設等ばらばらということと、あと、もう一つ、施設の中には委託料としてではなく、例えばですけれども、老人福祉センター、屋内ゲートボール場及びすいすいなどは、指定管理者にお任せをしているということでございますので、それについては、これも定期的な清掃ということで報告をいただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） それでは、2番に移らせていただきます。

それでは、各行政区内にある施設ですが、研修センターとか何々構造改善センターとかというような施設がそれぞれ各行政区の中に1か所もしくは2か所あるわけでありまして、こ

の清掃については、行政区に一任をしているのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各行政区の集会所につきましては、鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の規定に基づきまして、各行政区と契約を結びまして、管理を委託させていただいております。行政区により異なりますけれども、各月ごとに班別に当番を決めるなどして、集会所や敷地周辺の清掃を行っていただいております。

なお、清掃の仕方は、各行政区に一任をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

集会所は区民の皆様が共同で使用するものでございますので、清掃については今後ともご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 分かりました。それぞれの行政区で各区長さんが輪番制とかをつくって清掃しているということは承知上げております。

続いて、③であります。成田保健センターの清掃業務はどうなっているのかについてお尋ねするんですが、なぜこれを尋ねるかといいますと、今年の台風19号でこの場所は避難所ということで避難をしたわけでありまして、避難をした方々からちょっと汚いと、こういうふうなご意見をいただきました。何人かの方に私、避難した方に伺った経緯があるものから、お伺いをしました。成田の保健センターの清掃業務はどのような形でしているのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田保健センターの清掃業務につきましては、年2回、業者に委託して実施しているところでございます。内容につきましては、床面の洗浄、ワックス塗布の床面清掃、それからガラス窓の清掃ということでガラス清掃、トイレ内の大小便器、床面、手洗い場のトイレ清掃を実施しております。このほか年1回、照明器具、換気扇、エアコン清掃を実施し、施設の維持管理を行っているところでございます。

ただ、日常的な対応としましては、なかなか清掃が行き届いていないという部分がございます。ここの部分については、施設の利用があった場合、利用者に利用後の清掃をお願い

しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） ただいま課長から年に2回というふうにお伺いをしまして、あと1回ですか。この年2回というのは、何月と何月の清掃なんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

清掃につきましては、10月、年度の半ば、さらには年度末の3月というような形で実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） そうすると、昨年10月の台風の後には、ちょうどはざまだったと、清掃がされないちょうど一番真ん中だったということになるんですかね。成田の被災した避難した方々の話を聞くと、結構汚かったというふうなご苦情をいただいたものですから、ちょうど真ん中辺だったのかなというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 議員のおっしゃるとおりの解釈でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） それぞれ町の施設、しっかりと清掃して、気持ちよく使用できるよう、そんな方向性で考えていただければというふうに思います。

平成25年4月から、優先調達推進法というのが施行されました。我が町においても平成27年5月に同法の策定をしておりますが、この実績についてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成27年5月に町では、鏡石町障がい者就労支援施設等からの物品等調達推進方針について策定したところですが、実際の施設からの物品等の購入の実績でございますが、平成29年

につきましては、イベントの記念品につきましては2件、30年につきましては、敬老会等の記念品等含めて5件、令和元年につきましては、同じく敬老会等の記念品、あとは献血の返礼品等、全部で6件の購入実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） この質問は、先ほど今、課長から答弁あったように、障がい者の就労訓練の場としてということで、この推進法が制定をされているわけでありまして、ちなみに県内のこの実績というのは、何か44%ぐらいなんです。全国の平均だと58%ぐらいいっているようでありまして、これは交付金とかいろんな意味で町の評価を上げるという意味では、この優先調達推進法というのはどんどん使っていくべきなのかなというふうに思うわけですが、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 4番議員のご質問にご答弁させていただきます。

町としましても、平成27年に推進方針が策定されましたので、これに基づいて、今後とも物品等購入等含めまして、障がい者の雇用の場等の充実に図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 我が町にも障がい者を抱えたこの就労施設というのがありますので、そういうところにこの優先調達推進法を生かして、清掃とかいろんな意味でお願いをしていくということも大事なのかなというふうに思います。私が調べたところだと、いわき市は年間で300万ぐらい、この障がい者施設に支払っていると、それから、伊達市が月に9万6,000円ぐらい支払っているという、こんなふうな情報も得ておりますので、就労訓練として、そしてまたこの障がい者が働ける環境をつくるという意味でも、清掃業務等々を委託するというのも大事なことなのかという思いがありまして、今回この優先調達推進法についても述べさせていただきました。

今般のコロナウイルスは、私たちに動か静かの選択を迫り、拡大防止という観点から静の選択をさせられ、そして、この静の選択によって経済への大打撃をもたらしました。そして、普通の生活、当たり前前の生活ができない、当たり前がいかにか大切に教えてくれたのが、こ

のコロナ感染症だったのではないかなというふうに思うわけでありませう。

今後も町民がコロナウイルスに感染しないことをご祈念をして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 次に、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 第5回定例会の最後の一般質問をさせていただきます11番議員の円谷寛であります。

寄席でいえば、最後に出るといのはトリとって、一番の役目だそうでございますけれども、私の場合は単なるくじ運が悪いということでもあります。一番最初の人、いつも傍聴者がたくさんいるんですけども、いつもはもう最後になると誰もいないという状況ですが、今日は何人かの方がお見えになっていただいております。

通告書に入る前に、若干情勢についてのお話をさせていただきたいと思っております。

世の中は、まさにマスコミは安倍退陣、さらには次期、後継選出ということで話題がそればかりのような状況でございます。やっぱりヨーロッパのことわざに、「その国の政治のレベルというのは、その国民の政治的レベルを超えることはない」という言葉があるんですけども、私は残念ながら今の状況を見ていると、その言葉も全くそのとおりにかなというふうに思っているんですね。と申しますのは、これほど数々の不正、ごまかし、そういう政治の私物化ですね、そういうものがたくさんあった中で、病気で退陣するとなったらば、一遍に支持率が20%も上がっているというような報道もございませう。こういうことでは、全く政治の浄化などは期待されないう。ごまかしやり放題のほうは得だというふうな政治になってしまうと。

まして次期総裁に非常に有力視されている菅さんは、安倍さんの懐刀といひませうか、女房役で、一緒にそれらの問題を、森友、加計、それから桜を見る会、そして最近の前法務大臣の問題、さらにはカジノの担当委員会の役員だった方の中国企業からの収賄事件などがいっぱいある中で辞めて、私は行き詰っていると思ひませう。コロナ対策にしても後手後手、さらには全くお門違いのような政策をやっ、どんどん感染者を増やしていった、検査も十分な体制を取れなかつた。こういう中で、国民は困っている。そして、国会を開けという憲法に基づく請求に対しても全く誠実に応えないうやらないと、こういうことを決め込んで、さらには記者会見もこの間、数十日間、全く記者会見にも応じなかつた。こういうことを繰

り返してきて退陣をするわけですから、もう少し厳しい批判をやっていかないとならないんじゃないかというふうに私は思っております。

町長も、昨日の町長説明の中で大変安倍政治をたたえておりますけれども、これは不見識も甚だしいと私は思うんであります。これほどの悪政を褒めるようなことがあっては、私は政治家としては落第だというふうに思うんです。こんなに世の中を混乱させて、そして説明もしないで、言葉だけは任命責任を感じていますとか何とかと言っているけれども、何にも責任は取っていないですね。さらに、論法もごまかしですね。ある評論家は、ご飯論法ということで安倍政権の特質を表現しました。一体ご飯論法とは何か。「朝ご飯食べましたか」と聞くんです。そうすると、「食べない」と言うんですね。実際はもっと調べてみると、朝はご飯じゃなくてパンを食べたということなんです。こういうごまかしを繰り返しながら、7年8か月の政権をやってきたわけですから、やはり我々はもう少し厳しい目で政治を批判していかないと、政治は良くならないと思うんですね。

本当に、例えば町長はアベノミクスなんか評価しているんですけども、これも全くナンセンスですね。アベノミクスというのは何をやったかということですね。円高を招くと輸出は鈍る、それで円安をつくるために何をやったかということ、超低金利でお金をどんどんお札を印刷してばらまいて、円の価値を下げたんですね。そして輸出企業は大もうけをしたと。株価が上がったというんですけども、株価は上がるわけですよ。国の金をいっぱいぎ込んで、今、日本の大企業の株の筆頭株主は国だということですね、大蔵省だと言うんです。こういういびつなことを作り出して、株を持っている人はたくさんもうかったでしょう。でも、株のない人はどんどん貧しくなっていくんですね。その証拠は、安倍内閣時代は実質賃金というのは下がりっぱなしです。雇用を増やしたというけれども、非正規雇用ばかりです、増やしたのは。本当に非正規雇用が今40%に迫るほど増やされたんですね。それで庶民はますます苦しくなっている。こういう政治をやってきたのを、やはり体ががらついて辞めるからということで、美化してはならないと思うんですね。

外交問題なんていうのは、町長も言っていましたけれども、外交など派遣のために貢献されましたと町長は言ったんですけども、何が外交だったんですか。単なるトランプのポチになっただけじゃないですか。兵器の爆買いをして、100兆円ものジェット戦闘機を買う約束をして、辺野古ではこれから何兆円もかかるんじゃないかというのを国のお金でやるんですね。軟弱地盤があって、これから十数年かかるんじゃないかと。こういう事業を、アメリカは自分の金だったら絶対やりませんよ、こんなこと。日本の金でやるから、やらせておけとなっているんですよ。こういう売国的な政治をやっている。

北方領土にしても、ロシアのプーチン大統領を、自分の郷里というものではない、彼は住んだわけでもないんですから、選挙地盤ですね、選挙地盤の山口に招待して、そしてリップ

サービスをしたんですけれども、プーチンは何をやったかという、憲法の中に領土割譲禁止条項というのを取り入れたんですね。絶対ロシアの国土は割譲してはなりませんよと憲法に書いちゃったんですね。こういうことを考えてやっているんですよ。こういう政治が何で外交の勝利か。

最初は華々しく打ち上げた拉致問題についても、何ら一步だに前進しないままに、横田滋さんは先日亡くなってしまいました。あれほど一生懸命、国に訴えたのに、何も届かない。安倍首相というのは何か。トランプ大統領に、米朝会談の前に電話で何とかよろしく頼むと。彼も心得たもので、晋三に頼まれればなんていうことを言って、それだけで終わってしまった。何も解決していない。これだけ口ばかりで、何も中身のない政治をやってきたやっぱり安倍首相は、我々は許してはいけないと思うんですね。こういう政治をいつまでも許していたんでは、日本の政治は駄目になってしまうということでございます。

今、後継者争いでも、菅官房長官が圧倒的多数で、7つの派閥のうちで5つの派閥が推薦するというのは、これは勝負もう終わりですね。しかし、菅長官は何をやってきたかということですね。内閣に人事局をつくって、内閣が役人の人事権を全て掌握したんです。そして、役人ににらみを利かせたために、役人は国会答弁でも何でも政府のほうばかりを見て、うそ、ごまかしの答弁を繰り返してきたんですね。佐川長官などは、森友学園の問題で国有地を8億円も払い下げたのを全く知らぬ存ぜぬで、最後には警察が調べているから、答えられせんなんて言っているうちに、やがて内閣は何をやったかという、彼を国税庁長官までに出世をさせたんですね。こういうばかげたことをやっているんですよ。

こういう人を町長も褒めては駄目ですよ。世論をやっぱりオピニオンリーダーですからね、町長というのは。そういう人がこういう安易な言葉を使っては駄目です。

しかし、私はこの安倍退陣に当たって、安倍晋三に対して本当に納得できないことがあるんですね。それは、彼には2人の政治家の祖父がいるんです。1人は、言わずと知れた岸信介でございます。戦争犯罪人だと私は言うんですね。戦争中に、今、長春という地名があるんですねけれども、昔は日本が満州国をでっち上げたときに、その首都があったんですね。中国では、満州という国は認めない。日本の軍部が勝手につくった国だから認めないということで、今、中国人のまともな人に満州なんて言うと怒られます。

その首都だった新京、今は長春になって、そこに中国の戦争博物館があるんですね。そこで、入ると大きな額縁があると。私が見たわけではないですけども、こういう話ですね。そして、ガイドは何を言うのかという、この人が一番悪い人なんです。満州侵略をやった一番悪い人なんだと、でっかい額がかかっているんです。岸信介の写真、そして説明してそういうことになっているんですね。

そして、彼はA級戦犯になりかかったんですが、いかにがなアメリカはその戦争直後は日

本の軍国主義というものを徹底的につぶさなくちゃならないということで、戦犯に対して厳しくやってきたんですけれども、終わりの頃になったら、これは敵は本能寺じゃなくても、敵はロシアだと、こういうことになったわけですね。そのアメリカの占領政策が変わって、彼は無罪放免をされてしまった。A級戦犯になるところが、裁判にかけられるところが、無罪放免になってしまった。そして、後には総理大臣にまでのし上がって、様々な悪いことをやったと、こういう政治家であります。

もう一方の安倍晋三の父親は、安倍晋太郎の父親ですね。安倍寛と私と同じく書くんですけども、人名辞典を見れば「かん」という振り仮名がありました。安倍寛は、あの大战中に、みんな大政翼賛会という会に入って、そこの推薦をもらって政治家になっていったんですね。しかし、安倍寛はそれを拒否をして、非推薦で国会議員を務めた人です。大変リベラルな人だったと思うんですね、その当時としては。

そして、安倍晋太郎は大変頭がよくて、東大の法学部に上がったと。そして、しかし、軍国少年で、やっぱり戦争に行くと国に奉公しなければということで、陸軍の飛行学校に行くと、航空学校に行くと、そして特攻隊を志願したんだそうであります。特攻隊になれば、これは死ぬのは間違いないですからね。帰りのガソリンは入っていないですから、飛行機に。それで挨拶に来たそうです、父親に。

そしたらば、父親は何て言ったかと。これがまた問題ですね。日本は戦争に負けるんだぞと、こういうことを言ったそうであります。これ、安倍晋太郎が言ったとは書いてありませんけれども、多分、これは死に急いでは駄目だと、こういうことになって、安倍晋太郎は一命を取り留めたんだらうと思うんですね。

ですから、安倍晋三がいたのは、安倍寛という祖父のこの一言だったと思うんです。この終戦直前でも、戦争が負けると言えば、もうこれは非国民、国賊で逮捕された。

先日の終戦日前後の新聞の投書にこんな記事がありました。ある老婦人が子供の時の思い出として、朝、特高警察が3人して来て、父親を、土足で上がって逮捕していったと。そして、その女性は後で分かったんですが、父親がどこかで日本は戦争に負けるんだと言ったんだと、それが元で逮捕されていったんですね。その数日後に戦争は終わったんです。こういうことをやってきたんです。その時代に、安倍寛は、日本は戦争に負けるんだということを安倍晋太郎に言ったというんですね。

この人こそ、私は安倍晋三は評価して尊敬すべき人だったんですけれども、ゴッドマザーといわれる岸信介の娘、洋子は、多分、総理大臣までなった岸信介というのは偉大なんだと。安倍寛というのは大したことはないんだという教育をしたんだと思うんですね。それが安倍晋三の政治に反映されまして、日本会議なんて変な化け物のような戦争中の本当にお化けのような思想で、本当に日本を変な方向に持っていこうと一生懸命やったんですね。絶対評価

してはならない、こういう人間だというふうに私は断言をいたします。

前置きはこのくらいにして、通告書に従って、私は質問に入りたいと思います。

まず、第1点は、成田地区への遊水地計画と高台移転についての町の方針についてであります。

成田地区への遊水地計画は、この前、私も鳥見山体育館でお話を伺いました。そして、この去年の19号台風の状況も、台風後に成田、私も出身が成田です。私は成田の行政区長も経験をしていますし、私が町会議員になったのは、成田に8.5の水害があった1986年の次の年ですね、1987年に町会議員をさせて、私は成田のこの洪水の今後の対策ということで、この議会の場で再三再四発言をしまいいりました。鈴川の改修、さらには成田のバイパスとセットで成田の圃場整備もやるべきだということを含めて、何回も何回も長田町長などと論議をしまいいりまして、その成田のバイパス化と圃場整備と鈴川改修と3点をセットにして進めた結果、成田は圃場整備の負担が極力少なくて済んで、圃場整備が進んだわけでありませう。

しかし、その1986年の水害と去年の19号台風の水害を比べますと、もう比較にならないほどスケール、規模が違うんですね。結局86年の水害のときには、あの宿屋敷の浸水も、ほとんどの家は浸水はしましたね。しかし、ほとんど床下浸水だったんですね。今回はほとんど床上浸水ですね。まるきり違うんですね。だから、水の量がもうべらぼうに増えているんです。

あの水害の直後に、長田町長さんなどと一緒に皆で陳情を重ねたりしました。そして、乙字ヶ滝の上に堰があるんですね。あの前田川発電所に行く堰なんです。この堰がやっぱり流れを悪くしているんじゃないかと。これはやっぱり可動堰にして大雨が降ったら、町で隈戸川と広戸川が合わさって釈迦堂川になるところに、久来石のほうに行く堰がありますね、可動堰。ああいう堰にして、水が出たらばたんと倒れるように、そういうふうな堰を造るべきではないか、造ってほしいということを国・県に陳情してきたわけですが、国・県は、あんたたちはそれでいいでしょう。それは、下はどうなるんですかと、こういう反論で、これはもうしばらくは改修、平成の大改修、後からつけた名前ですけれども、我々はその阿武隈川はあのおとき郡山の工業団地を初め、大変な水をかぶったから、改修をしなくちゃならないということは国・県にも言っていたわけですから、その改修が終わった段階で、これはまた言うしかないのかなというふうに考えていました。

ところが、去年の水害の現場を見ると、これは全くの妄想だったんですね、我々の考えが。あの堰を可動堰にすれば、何とか成田の水害はもっと少なくなるんじゃないかというふうな思いだったんですけれども、去年の水害を見ると、全くこれは妄想です。現地もいろいろ分かっていますが、乙字ヶ滝の上に神社があるんですよ。滝見神社とか申しましたかね。そこがも

う水害でやられました。かなり阿武隈川から高いんですよ、あそこは。それでも、堰の問題ではないんですね、もう。あれほど高いところが水害で壊されたんですよ。そして、本尊様の観音様は、一関の田んぼの中でわらにまみれて見つかったんですね。ですから、もうこれはそういう次元ではないんです。

ですから、私は町長があるところで発言しました高台移転というのは、やっぱり成田にとってはこれは避けて通れない問題になっているのではないかと。この前の去年の説明会でも、私は質問しました。これは阿武隈川の遊水地は阿武隈川の水しか見ていない。しかし、成田の宿屋敷には、前門の虎が阿武隈川だとすると、後門の狼として鈴川があるんですよ。鈴川の水は阿武隈川が水いっぱいになると流れが止まるんです。そうすると、前に堰を造って遊水地を造っても、後ろから今度水が押し寄せる。それは阿武隈川の水位が上がれば、もう流れなくなる。そうすると、そこは水浸しになるんですね。ですから、私はここを十分考えないとこれは駄目ですよというようなことを申し上げました。大した返事はなかったんです。建設課長も出席しておられましたから分かると思うんですけども、まとまったあれではない。

しかし、私は抜本的にはこれは高台移転しかない。後ろに堰を造ってもどうしようもないですね。鈴川から水が来るからと、後ろにも遊水地を造るといふわけにはいかないですね。だからこれは、やはりあの集落は思い切って町の百年の計に立って、高台移転しかないんじゃないかというふうに思うんですけども、項目に従って回答をいただけますか。

最初の鈴川のほうの問題をどう考えているのか。遊水地と同時に鈴川までは配慮されていないようですので、町として鈴川の対策をどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、去年の台風19号、まさに大災害ということで、多分これは78年ぶりの大水害というふうに記憶というんですか、そんな前の情報からいくと、そういう状況だったということです。そういう中で、いわゆる阿武隈川の上流と下流、大きく分けて2か所決壊したということです。そういう中で、多分、下流の決壊がなければ、もっともっと被害が大きかったというふうに、そんな去年の水害だったということでございます。

そういうことを踏まえて、いわゆる国土交通省では、今回、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを立ち上げまして、この10年間の中でしっかりとしていきたいという考えのことであります。そういう中で、町としては、本川と支流のいわゆる抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策を進めていくこととしまして、成田地区がこういった国の下で遊水地群のエリアに位置づけをされたということでもあります。

去る、今、議員さんが言われたように、8月1日に国主催によりまして、整備に向けた成田地区住民説明会が開催をされたということです。参加者からは、鈴川からの被害についても大変危惧をしており、国は河川管理者である県と、そして、その県と調整をしながら対策内容を検討することのことだというふうに説明を受けました。国では秋頃からこの地形や様子等の測量調査によって事業計画を検討していくとしておりますけれども、町といたしましても、阿武隈川と今、議員が言われたように、鈴川に挟まれた旧宿屋敷の地区については、大変危惧しておるということであります。

そのためにも、成田地区の皆さんと町とが一体となって取り組む必要があるということです。鈴川の対策を含め、いわゆる阿武隈川の国と、そして鈴川は県の管理ということですので、国に対してしっかりと要望してまいりたいというふうに思っております。そのためにも、地域住民とのしっかりとした連携の下、進めていきたいと。

来週、12日でありますけれども、成田行政区のいわゆる関係の地権者住民の皆さんに、2回、同じ日でありますけれども、2回に分けて説明を行って、町と当然、地域の皆さんにはしっかりと今、議員が言われたような、私もいずれにしても高台移転しかないというふうに考えているところでありますので、そういうことで一体となって進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 一問一答だからと思ったんですけれども、いろいろ私もしゃべったから2番目の答弁もあったのかなと思うんですけれども、もう少し突っ込んで、2番目のやっぱり高台移転等々、避けて通れないんじゃないかということと、若干これについても答弁があったので、高台移転を町の方針とする場合、大変これは大事業となりますので、町は不退転の決意で臨むべきではないかと、その必要があるんじゃないかということで、町長のもう一回、決意というものを、できればやるのではなくて、これはやるんだというふうな方向性を出していただければと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、私は今年の12月から地域のいわゆる成田地区に行きまして、この水害、これからのいろんな面での対応については、いわゆる地区の人命と財産を守るのには、高台移転しかないというふうに2回ほど説明をさせていただきました。さらに、こういった国の遊水地計画がない時期に、高台移転についてはアンケートも取りました。約半数以上について

ては、高台移転をしたいと。これはいわゆる補助金も何もない段階でのアンケートでありました。そういったことを踏まえて、いずれにしても成田地区の宿屋敷を中心とした人命と財産を守るには、高台移転しかないということでもあります。

いずれにしても、もう何回も申し上げておりますけれども、この地球温暖化による異常気象によって、台風というのは大型化しているということでもあります。上陸回数も増えておりますし、いつ何どき、昨年と同等の、それ以上の台風被害を受けても不思議ではない、そういった状態になっているということです。

国の方針では、昨年の台風による浸水被害を踏まえたいわゆる遊水地の範囲と規模を検討するとしておりまして、1つには、いわゆる洪水から居住地を守るための遊水地だと。もう2つについては、下流の水位を低減する整備というふうになっておりますけれども、町としては、先ほど言いましたように、国の遊水地計画に合わせて成田地区の居住地を洪水から守るためには、やはり何といても高台移転しかないというふうに考えているところであり、そのために、庁舎内に関係から成ります阿武隈川上流緊急治水対策のプロジェクトチームも立ち上げたということでもあります。地域と町にとって有効な方策を検討して、国と県にしっかりと話をし、そのようになるような努力をしてまいりたいということで、ご答弁に代えさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは本当に大事業ですから、よっぽど覚悟を決めてやらないと駄目だと思いますが、何しろ先ほど言ったように、阿武隈川のほうの遊水地を造っても、後ろのほうの鈴川から水が押し寄せます。しかも阿武隈川の水位が上がれば、そこは流れが止まるわけですね。川が水位高かったら流れていかないですからね。それで、ぜひこれはもう遊水地じゃなくて、高台移転しかないんじゃないか。国が遊水地をやるとするのは、町長が今説明したように、鏡石の成田地区はまだ死者は出なかったんですけども、須賀川とか郡山からは死者が出ていますから、だからこれはやはりそっちのほうも考えながら向こうはやっているんでしょけれども、我々としては、もう成田地区は前から後ろからも水が来て、このままではどうしようもなくなる。今度も今も台風10号の予想なんかがテレビでやっていますけれども、途方もなく大きくなっているんですね。もうこれは大変な台風が今近づいているというのをテレビなどで警報しておりますから、これから地球温暖化です。

今、なぜそれが大きくなるかという、海面水温が大変上昇しているということなんですね。伊勢湾台風を超えるような台風が今度来るんじゃないかと今言われていますね。9号がまだ完全に去らないうちに、今10号の話でテレビなどは持ち切りでございまして、これから温暖化が進めば、こういう雨はますます降ってくる。テレビでは何回も観測史上最大だなん

て、毎年何回も聞かされているわけですから、これはやっぱりそれしかないんじゃないか。

特にこの鈴川においては、町もかなりの責任があるんですね。と申しますのは、駅東開発ですね。この水は高野池を通っても諏訪池を通っても成田に押し寄せるんですね。これはやはり町が関わっている問題ですから、ぜひこの高台移転というものを一生懸命、町がなって、用地でも何でも町が確保してやるという、用地を成田の近くにもかなりその高台に、例えばムラコシさんなどは私のほうの十文字の近くに家を造ったようでございますし、まだまだあの辺に成田の人たちが持っている土地もいっぱいあります。だから、そういう人を除いて、ない人に対しては町が一定程度用地を買収し造成して提供するくらいなことまでやらないと、これは進まないんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺の努力をお願いしたいと思います。

大分時間がたちましたので、これはそういうことで、これを要望しておきたいと思っております。

2番目の町営住宅への水害被災者入居がなぜ駄目なのかということでございます。

前回の定例会の最後の日に、町住宅条例の改正というのがあって、その議案のときにこの問題を出したならば、非常に私は議長にも不満があるんですけども、あさっての質問をしているというんですね。その町住宅条例の改正が論議されているということは、その条例によって町民が不都合を生じている別な問題があるとしたらば、出すのが当然じゃないか。論議しているのが当然じゃないかと。それをあさっての問題だなんて退けた議長の認識は間違っていると、私ははっきりと断言いたします。これは悪い先輩がそういう議会を形骸化するような指導をしてきたのかと、非常に残念に思うわけでございまして、今ここで問題にしますけれども、これはやっぱり反省をしてもらわなきゃならない。町民が困っているときに、極端な話、臨時議会やっても何でも議論をしなければならぬんですよ。それを定例会の中で条例改正があって、その問題を論議して出したから、あさっての問題だなんていうのは、とんでもない不見識でございますから、これは強く抗議をしておきたいと思っております。

そして、さらにこの問題をお尋ねをいたします。町営住宅です。いわゆる復興住宅に入っていた、成田の水害の被害者が。そしたらば、1月の寒いときに、寝たきりの老人を抱えてその介護をしている。だから出るんだったらば、町の定住促進住宅ですか、旭町のあれですね。あそこに入れてください。しかも1階に入れてくださいと頼んでも、それも駄目だ。みんな平等な立場で抽選をするしかないんだと。こういう冷たい話をされて、あの1月に寒風吹きすさぶ中で無理やり追い出された。それで、民間の住宅に今入っていますが、これは大変なことだという苦情をいただきましたので、私は今ここで通告をしております。

まず、第1番に、これはどこの指導でこの追い出しが行われたのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年の台風第19号豪雨による災害により、特に成田地区、旧宿屋敷を中心に浸水被害が広がり、町といたしましては、罹災証明書の早期発行や町営住宅と定住促進住宅、もしくは民間の賃貸住宅など、一時的な避難先をどこに希望されるかということで、被災者に対する意向調査を行いまして、その後、町営住宅には8世帯で30人、定住促進住宅には6世帯で10人の方々が、ここです、入居条件をご理解いただいた上で一時的に入居されております。

一時的な入居の取扱いにつきましては、都道府県公営住宅担当部長宛てに令和元年10月15日付で国土交通省住宅局住宅総合整備課長より通達がございまして、福島県においても各市町村長に示されました。このことから、町でも、一時的な入居につきましては、福島県に合わせまして期間を3か月に設定いたしまして、被災した住宅の修繕、復旧の状況によっては延長もできることとしまして、行政財産の使用を許可し、被災者に対して一時的な入居における支援を行ってまいりました。

基本的に延長の申請があった場合には、町では全て許可をしております、被災者が退去する場合においては、もともと住んでおられた住宅の修繕が完了して住める状態になった場合や、民間の、これも県の制度でしようけれども、民間の賃貸物件への移行などの理由があり、町から一方的に退去させることは一切ございませんでした。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは重大な食い違いがありますよ。年寄りがいるから、何とか今はここに置いてくださいと頼んでも駄目だったと。ならば、町の雇用促進住宅の1階、寝たきりの人がいて入浴サービスが来るんですと、だから1階に入れてくださいと、これも駄目だと。みんな平等な立場で抽選をしてもらわなきゃならない。こういう冷たい話だったということで、その方が憤っているんですね。私もこれはひどいと、だから、これは絶対正さなくちゃならないということで、かなり早く言われたんですけども、6月定例会、そういうことで、非常に私の質問が妨害されて、今になってしまったんですけども、今でもかなり悔しがっております。

そういうことで、今、総務課長の答弁とちょっと本人の訴えは食い違いがありますね。本当だったのかな、それ。この国土交通省の通達だといっても、6月議会では、あんたは間違った答弁しているんですよ。私は町の条例書を見ながら、ああ、これは復興住宅だけれども、町営住宅の一部なんだなということで質問したんですけども、これは町営住宅ではないなんて総務課長は答弁しています。議長は議長で3回やったから終わりだなんて打ち切られました。そんなうその答弁をして、3回だから終わりだと。条例にちゃんと入っているんですよ。

それにもかかわらずそういう答弁で、議長はそれを打ち切っちゃった。この話は半端になっちゃったんだね。ですから、今頃になってしまったんですけれども、(2)がね。

それで、3番目は、満室状態なのか。空けてすぐ入らなくちゃならない人がいたのかと、これをお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害公営住宅の件について、再度ご説明をさせていただきたいと思えます。

復興交付金で建設されました住宅であり、東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法で定められているように、東日本大震災及び原発事故による被災者が入居条件となっているため、基本的には台風19号水害による被災者は入居できないものというところでございますが、先ほど申し上げたとおり、国の国交省住宅局住宅総合整備課長より通達がございまして、福島県においても各市町村に示されたということで、私どものほうとしましては、一時的なものということで3か月を一応設定させていただいて、入居していただいた件でございます。

それで、今現在、災害公営住宅の入居状況といたしましては、24世帯ございまして、今入居している世帯が15世帯ございます。

なお、今後の今の話に戻りますと、台風19号の方で入居された方、災害公営住宅に8世帯で30人入居されておりますが、今現在は全て県の借上げ住宅等へ引っ越しをされた方、あと、自宅に戻られた方等で、今現在は被災された方は入居されておられません。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町営住宅に今はなっているわけですよね、復興住宅といえども。町営住宅の条例が適用されるのではないんですか。そこを答弁してください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 現在のところは、災害公営住宅につきましては、通常の町営住宅の扱いとして入居を認めている状況ではございません。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 具体的にそれほど空いているのに、どうするんですか、それほど空

いている住宅を入れないとって、あと誰を入れるんですか、これ。町営住宅の条例の中に入っていますよ、ここは。誰を入れるために空けておくんですか。教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 繰り返してございますけれども、災害公営住宅については、復興交付金で建設された住宅でございます、基本的には東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別法で定められているように、東日本大震災及び原発事故による被災者が入居条件となっているということでございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） だから、誰を入れるのかと云うならば、町営住宅とは違うの、それは。町営住宅条例に入っているということは、どういう意味なんですか。もう一回答えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど来、お話ししているように、条件としましては、その資金を災害公営住宅としまして復興交付金で建設したという経緯がございますので、こちらでご理解をいただきたいと思っております。

なお、現在のところでございますけれども、その利用拡大としましては、先ほどの位置づけですね、町営住宅に位置づけしているということは、やはり町としての管理区分の中に入っているということでございまして、大きなくりとしましては定住促進住宅を抜きまして、管理上としては町営住宅の中に組み込むということで、条例のつくり込みはしております。ただ、今言ったように、資金、復興交付金を使った建物であるということで、位置づけを災害公営住宅ということで位置づけしていますので、今現在のところは一般の通常の方の入居については認めていないということでございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 一般の町民には理解し難い話ですね。町営住宅条例の中に入っている。しかし、それは資金がそういう復興交付税、何か分からないけれども、そういうので来ているから、一般の人は入れられない。そして、空き室はこれほどありますね。24世帯分の中で15世帯しかいない。9世帯分が空いているわけですね。にもかかわらず、入れない。将来何を入れるんだかと。だから、震災の被災者等ということで、震災の被災者がこれから、

新しくできる震災があれば別ですけれども、これから増えるということはない。原発の被災者だって、ほとんど今は被害が落ち着いてきているという中で、非常に杓子定規にやっておりますので、もう一回これは、いろいろ私も調べまして、議会にまた持って行って質問したいと思います。

時間がないから、3番目のトラクターへの警察署の突然の取締り強化と町の対応についてということですね。

須賀川警察署が今週から突然トラクターへの取締りを強化して、今まで何十年来黙認してきた免許や車両への尾灯とか車幅灯などの取締りを開始していると。これに対して、町はどのような対応をしてきたのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般のトラクターの取締りにつきましては、国土交通省が農作業の効率化を目的としまして、農耕トラクターに関わる道路運送車両法の運用見直しを行ったことによります。複雑な内容ですので詳しいご説明は行いませんけれども、見直しの一例として申し上げます。これまで幅員が1.7メートルを超えるロータリーなどの作業機を着装したままでは公道で走れませんでしたが、灯火器類を設置することでトラクターに作業機を装着したままでも公道を走行することができるようになったということでございます。ただし、この見直しは、免許の区分を定める道路交通法の改正ではございませんので、作業機をつけた状態で車幅が1.7メートルを超えた場合については、大型特殊自動車に区分されることとなりまして、運転時に大型特殊免許がないと取締りの対象となります。

なお、町では、今回の運用見直し、特に大型特殊免許取得の必要性について、6月の広報紙でお知らせをしておりますけれども、今後も農家の皆様に適時周知していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 全く役人の言っていることとやっていること、実際今まで、それで何ら支障なく農家の人はトラクターを移動させていたんですよ。これを公道を走れるようになったなんていって取締りを強めている。これははっきり言って警察が、自動車教習所とパチンコ業界というのは、警察の天下りのるつぼなんですよ。ここに仕事をつくってやっているじゃないか。高齢者の免許証の更新のときの講習なんかも含めて、そういう仕事をつくるために、警察で一生懸命取締りやって、天下り先を教習所の中で今、少子化で教習所に

行く人がいないものだから、やっているのではないかという話もあるんですね。こういう中でやられている。

しかし、もう少し町は親身になって、今、農家の状態どうなっているのかと。本当に誰でも、農家が今、後継ぎがいなくて高齢者がやっていると。免許証を取りに行くのも大変だという、そういう状況の中で、こういう今まで何にもなく運転できていたやつを運転できなくして、そしてその特定の業界にもうけを保証するみたいな、そういうやり方がいいのかということですね。絶対これは農家の立場から言えば許されない。百姓、みんなやめろというような、そういうことを言っているに等しいんですよ。こういうことは、もう少し断固として農家の立場を守ってやってもらわないと困るんですね。

今の答弁では絶対納得できるものではありませんので、もう少しこの辺の方策はまだ引き続いて質問していきますから、やっていただきたい。

では、3番目ですね。3番目は、やはり免許関係とか、それから免許証のこと、1つですね。1つやりますか。免許証の関係で、やっぱり金のかからない免許取得、例えば農業短大などでやっているそうですけれども、こういう指導、PRはやるべきではないかと、さらに助成も考えてはいかがかということです。質問します。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のように、福島県の農業総合センター農業短期大学、いわゆる矢吹の農短といわれているところで、農耕者限定の大型特殊免許に向けまして3日間の研修が実施されております。実際の免許取得に当たりましては、この研修を受講したことにより自動的に取得できるわけではなく、受講後にやはり福島の免許センター、こちらにつきましては、郡山の免許センターでは実技がありませんので、福島の免許センターでの技能取得を受験し合格する必要があります。ございます。

この農業短期大学での農業研修につきましては、年に7回、10月27日から12月8日の間に7回ほどの研修がホームページ等で周知されております。町としても、庁舎内にポスターを掲示して周知を図っているところでございます。本年度につきましては、やはり法が変わったということで、受講者が殺到することが予想されることや、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、開催についてはちょっと流動的な面の可能性もあるということで、多くの農家の方が免許を取得することから、農家の方につきましては、自動車教習所などの民間の活用が必要ではないかというふうに考えております。

町としましては、農家の負担を少しでも減らすために、今回の一般会計の補正予算のほうに、大型特殊免許を取得するための必要な費用、この10分の2、約20%で上限2万円とい

う形でございますが、100件分の補助金200万円を計上させていただきましたので、こちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 2万円の補助はいいんですけども、このトラクターを改良するのも、今まで全然そういうことがなくて、急にやるということは大変なんですよね。そういうのの助成は考えられないんですか。やっぱり農家の成り手がどんどん減っていく状況を何とかしないと困ると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

トラクターの改良への助成につきましては、基準を超える直送式の農作業機を装着しました農耕用トラクターが、公道を走行するに当たりましては、大型特殊免許のほか、ヘッドランプや後部反射鏡など、灯火類が他の交通から確認される必要がございます。設置基準を満たさない車両につきましては、器具を取り付けなければなりません。町としましては、免許の取得に対する支援を優先的に現在では取り組んでおりますので、今後、灯火類の設置費用につきましては、他の業種等のバランスを考えながら、検討調査していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） では、そういうことで、前向きの検討をお願いします。

4番目は、「議員の口利き」への執行の対応についてということですね。

私は、須賀川のある市部で、私のことを知らない、私も顔があまり広くないから知らないと思うんですけども、こういうものを須賀川市だと思うんですね。私は昭和の時代から議員やっていないと、私は全然分からないし、私も分からない。それは、2人、こういう会話しているんですよ。あの件はどうしたと1人の人に聞いたらば、いや、議員の口利きを使ってやってもらったらうまくいったと、もうかったと、こういう話をしているんですね。誰議員を使ったんだといったら、ここでは言わないんですけども、丸々議員と言っていました。こういう形で議員が口利きをやるのが議員の仕事だと思っは間違いなんですね。議員は議決をしたり、ある面でチェックしたりはしなくちゃならないですけども、口利きをやって執行のやることに介入する、執行権に介入というのは違法なんですよ。

だから、中央省庁は全部記録を取っておくことになっているんですね、中央省庁は。誰議員がどういう申入れをしてきたかというのを。いろいろ役人を使った不正なんかがいっぱいあるものだから、そこはきちっと掌握しているんですよ。鏡石町ではどうですか、その辺は。この辺をお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員の皆様は、議員活動の一つといたしまして、町民からの要望を受けまして、町執行に対し要望や提言を行うことがありますけれども、この活動は一面、口利きといわれる不正な問題となることがあるということでございます。それに対応するため、自治体によっては、議員からの要望等があった場合に、要望内容や行政の対応等を記録する基準を定めている自治体もございます。

ちなみにですが、参考までに周辺市町村では、須賀川市において基準を定めているということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今の件で、鏡石はそういうことを考えていないんですか、お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

職員の職務執行の公正の確保を図るためにも、既に導入している自治体の要綱等について調査研究をさせていただきながら、今後、導入について検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間が過ぎ去っていますので、これは前向きでやっていただきます。

5番目、消防団員の確保策についてですね。

これは、大分前から消防団への成り手がいないということで、もう現場は大変苦勞しております。入れるのに、無理やり入れるんですよ。まあ、いるだけ、入るだけいてくれよ、入るだけと、名前だけ貸してくれという形で入れると、後から何か出ろと言われると、何だ、名前だけでいいと言っただろうと、こうやられるそうなんですよね。これは大変かわいそう

な話ですね。だから、もう少し町も抜本的にこの辺の施策を、予算などを拡充して、団員を確保できるような施策を講ずるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のとおり、町消防団におきましては、年々新入団員の確保が厳しくなっているというところで、団員数は減少傾向にあるということでございます。これはいろいろな理由等もございますけれども、少子化とか、生活様式の変化とか、雇用情勢の変化というか、あとはコミュニティの希薄化等、様々な要因が重なっているというところで、当町もさることながら、全国的な問題ということでございます。なかなか特効薬はないという現状でございます。

このような状況を踏まえながら、町と消防団は新入団員の確保に向けまして、以前から各種の対応や検討を続けているところでございます。過去には、旭町地区を所管する第9分団の団員数が減少しまして、そもそもの存続が危ぶまれる状態となったときもございます。その時点で、行政区などとお話合いを続けながら、地元団員を増やすことに話をした結果、増やすことに成功したと。現在は安定した活動を続けられるまでにはなっているんですけども、これが一つの成功例として捉えまして、数年前から特に団員が減少している地区を対象に、町と消防団の本部で、行政区や消防活動支援隊、支援隊もご存じだと思うんですが、支援隊とお話合いの場を設けまして、地域の団員確保に向けた意見交換を行っている、現在、そういうところでございまして、決定打はなかなか難しいところもあるんですけども、今後も引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間がないので、非常に短く質問します。

（2）消防団員というのは、今、普通免許では駄目なんでしょう、これ。中型とかないからね。それをやっぱり取らせる、消防自動車、その免許ないと運転できないんだから、消防団員に取らせるのは合理的な理由があると思うんです、根拠がね。これを補助するということはどうでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは今、質問あった件と、先ほどの農耕用のトラクターの件、これは全く同じであります。今のところ、農業関係については、緊急を要すると。消防団については、若干、今のと

ころ余裕がある。4人集まって運転する場合に、誰か1人くらいしか持っていない方がいるということなので、これについても、いずれにしても今後、大きな問題になるので、しっかりと対応していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひよろしく願いいたします。

あとは、消防団員を抱えている企業が、今後協力してもらわないとなかなか大変だと思うんですけども、こういうとき、協力している企業に対して、町は5年ごとの町制制定記念日とかって式典とかやっていますね。ああいう場でそういう協力企業を表彰するような制度を取り入れてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

そのご提案いただいた件でございますけれども、これはいろいろな制度等、ほかの自治体等の状況を研究させていただきながら、実績などの明確な基準が必要になってくるだろうと考えております。いわゆるご提案いただきました表彰や報償の制度部分について、今後、研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 最後は、非常にこれは論議があるんじゃないかと思うんですが、私はここで皆さんにこれからのことを考えておいて提案をしたいんですけども、今は雇用機会均等法ができてから、男女の職業の垣根というのがいろいろ払われてきているんですよ。消防というのは危険性も伴うことでもあるので、異論もあると思うんですけども、女性の参加というのはこれからどうでしょうか。広げてもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、この辺をお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、その女性の方々の活躍の場ということでございますけれども、女性の方々にも消防団活動に参加していただくべくということで、平成30年度に町の消防団の設置等に関する条例を改正いたしまして、機能別消防団員としまして女性消防団員の入団を可能とし、現在、19

名の女性消防団員が活躍されております。

女性消防団員の方々の活動内容につきましては、いろいろな課題を踏まえながら、現時点では、予防消防のための広報啓発活動としておりまして、各種PR活動や行事、訓練への参加などを行っていただいております。

今後は、近隣市町村の動向も踏まえまして、環境の整備と活動内容の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間もないので、今の総務課長が言った女性消防隊というのがあるのは分かるんですけども、そうじゃなくて、一般の分団の中に女性を入れていくということはどうなのかという提案をしているわけでございまして、これは時間がないんですけども、最後、その辺の女性消防隊じゃなくて、一般の消防分団の中に女性の隊員を入れるということはどうですかということを知っているわけでございまして、そこを答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今、総務課長が言ったとおり、30年度に女性消防隊ができた、これも画期的ないわゆる一つのことだということです。ただ、こういった女性から見て、通常の団員の活動、こういったものについては、やはりそういった女性の声をしっかりと聞いた中で行えるものかどうか、こんなことを含めて、これから検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ前向きな検討をお願いいたして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月4日から9月14日までの11日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日9月4日から9月14日までの11日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時21分

第 4 号

令和2年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年9月15日（火）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第 94号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 3 議案第 95号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第 96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第 97号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 98号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 99号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第 8 議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書案について
- 日程第12 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（1名）

7番 渡辺定己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	倉田知典君
農業委員会事務局長	圓谷康誠君	選挙管理委員会委員長	大河原八郎君

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、7番、渡辺定己君の1名です。

それと、農業委員会会長におきましても欠席の報告がございます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員会報告（認定第2号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

9番、今泉文克君。

〔決算審査特別委員長 今泉文克君 登壇〕

○9番（決算審査特別委員長 今泉文克君） 皆様、おはようございます。

私のほうから、決算審査特別委員会の報告を務めさせていただきます。

まず始まる前に、一部、お手元の報告書の修正をお願いいたします。

1ページの、枠内の出席者の議員の数になりますが、実は3日間、7番、渡辺議員さんが病気のために欠席しておりましたので、出席者は全員となっておりますが、これを3日間とも8名に修正してください。

それから、なお皆様のお手元に配付されております件につきましては、会議終了後、差し替えをさせていただくことをご了承ください。

それで報告申し上げます。お目通しいただきます。

令和2年9月15日、鏡石町議会議長、古川文雄様。令和元年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、今泉文克。

令和元年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は令和2年9月2日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で読み上げます。

令和2年9月8日（火）、10時、閉会16時51分、委員8名、議長、議会会議室。

9月9日、10時、閉会16時29分、委員8名、議長、議会会議室。

9月10日（木）、10時、閉会13時15分、委員8名、議長、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員。

2ページに移ります。

付託件名。認定第2号 令和元年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

次、審査結果。令和元年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は別紙のとおりでございます。

令和元年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

た。令和元年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。令和元年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、認定第2号 令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第94号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第94号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

過日、訂正をさせていただきました別冊の議案書1ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金事業及び公立学校情報機器購入事業並びに令和元年度繰越金の整理に伴う補正予算などがあります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,971万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

議案書5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表、地方債補正であります。

1、追加。起債の目的が災害廃棄物処理事業費。限度額4,200万円。さらには、起債の方法、利率、償還の方法について記載のとおり定めるものであります。

2、変更。起債の目的、臨時財政対策債の限度額を1億4,400万円から1億6,000万円に変更、増額するものであります。

詳細につきましては、10ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、今の説明で大筋は分かったんですけども、ただ、執行がこれだけの文章で、議案訂正で出しているんです。前に出した提出議案の中身とどこが違っているのかということの説明をするのが親切じゃないかと思うんです。両方見比べてみましたけれども、その辺もう1回、どこが変わってこの提出議案を出したのか、もう1回説明してください。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

資料としまして、議案としまして変更点についてということでございますけれども、中身としましては、地方創生臨時交付金を財源といたしました、鏡石まちなか魅力磨き上げ事業のモニュメントデザイン設計業務委託費及び設置工事費、合わせて1,500万円につきましては、説明不足によりまして事業へのご理解が得られないことから、今定例会での補正予算上程を見送りたいため、削除をさせていただいたところでございます。

また、同じく地方創生臨時交付金を財源といたしましたその他の事業につきましても、併せて訂正をさせていただいたところでございます。これにつきましては、今後十分な説明によりご理解をいただきながら事業執行に努めてまいりたいと考えておりますので、訂正をさせていただき、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかに。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） だから、今の総務課長の説明、どこの何ページの項目と金額をどこが変えたんだかということの説明しないと、なかなか理解できないんじゃないですか。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

前のというか、従前にご提出申し上げました議案書をご覧ください。その35ページをご覧ください。

35ページの7款商工費、1項商工費の3目観光費の中の中身としましては、こちら12委託料が210万円、14の工事請負費1,290万円、中身としましては、先ほど申し上げたとおりモニュメントデザイン設計業務委託が210万とモニュメント設計工事が1,290万円、合計し

まして1,500万円。これにつきましては削除をさせていただいたところでございます。

次に、こちら箇所数としては結構あるものですから省略をさせていただきたいと思うんですが、説明欄の301の地方創生臨時交付金事業としまして捉えているものにつきましては、一般財源として捉えておりましたが、それにつきましては国庫支出金等で財源を組み替えたということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第94号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件について採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号及び議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第95号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました議案第95号 令和2年度鏡石

町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
42ページをお願いいたします。

初めに、議案第95号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和元年度会計の決算に伴う繰越金の確定による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,849万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億988万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、48ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（長谷川静男君）** 続きまして、53ページをお願いいたします。

議案第96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和元年度会計の決算に伴う繰越金の確定及び広域連合納付金による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,147万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、58ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（長谷川静男君）** 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（古川文雄君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄君）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第95号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第95号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第96号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第97号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第97号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の60ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入につきましては、令和元年度の決算に伴う繰越金及び過年度の実績による介護給付費交付金及び県負担金の増額でございます。歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金及び国・県の実績による返還金等の増額による補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,301万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,251万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、66ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第97号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第98号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、橋本喜宏君。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第98号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の73ページをお願いします。

このたびの令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和元年度の決算に伴う繰越金の増額に伴う補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,599万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、78ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（橋本喜宏君） 以上、上程されました議案第98号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第98号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第99号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第99号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和元年度会計の決算に伴う繰越金及び今年度の社会資本整備総合交付金内示による減額などの補正予算であります。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,149万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,790万5,000円とするものです。

詳細につきましては、86ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、議案第99号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第99号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号～議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第10、議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、91ページをお開きください。

議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

このたびの補正につきましては、元年度決算に伴う繰越金等の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,169万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、96ページからの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、101ページをお願いいたします。

議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につつま

して、ご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,770万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、106ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、108ページをお願いいたします。

議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、漏水修繕工事費の増額補正、駅東第1土地区画整理事業に伴う設計業務委託料等の増額補正でございます。

第2条収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に200万円を増額し2億2,894万1,000円に、第4項予備費の既決予定額から200万円を減額し2,529万3,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出では、予算、第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金6,896万1,000円」を「過年度分損益勘定留保資金7,126万1,000円」に改め、収入の第1款資本的収入、第3項負担金の既決予定額に170万円を増額し、170万円。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に400万円を増額し、15億6,225万円とするものでございます。

内容につきまして、110ページの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の討論、採決を行います。

初めに、議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第100号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第101号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第102号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、私のほうから提出させていただきます。

発議第1号 令和2年9月2日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、橋本喜一。賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、今後の地方財政は、地方税等の大幅な減少により、かつてない厳しい状況になることが予想される。

このような状況の中、町が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を図っていくことが不可欠である。

これらを政府・国会に対し強く要望するため意見書を提出する。

次のページをご覧ください。

意見書案第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月。鏡石町議会。

衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。内閣官房長官様。総務大臣様。厚生労働大臣様。経済産業大臣様。経済再生担当大臣様。まち・ひと・しごと創生担当大臣様。

福島県鏡石町議会。

以上です。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての件の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第12、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る2日から本日までの14日間にわたり、全18議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案について認定、承認、同意、議決を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました令和2年度各会計補正予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であり、併せて、このたびの新型コロナウイルス感染症対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、当初、定例会に提出いたしました令和2年度一般会計補正予算（第5号）の、地方創生臨時交付金を財源とした鏡石まちなか磨き上げ事業については、説明不足によりご理解が得られない状況であるため削除させていただきましたが、今後、このような事態を起さぬよう事業執行に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後になりますが、会期中にいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し執行に当たり、可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第5回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年9月15日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 角 田 真 美

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 菊 地 洋